毎月一回發行

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIARIE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 112. SEPTEMBRE 1897.

Rédacteur principal. et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ikéda
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第九月刊行

明治廿(年五月創刊

明治參拾年

第百拾貳號

謹啓先般貴地ニ於テ感化保護奬勸ニ關スル幻燈會御催之節ハ小生一方ナラサル御厚情ヲ被リ有難奉存候就テハ一々御禮可申上筈之處歸京後多忙ヲ究メ欠禮ノ向有之ニ付乍失敬以誌上謝辭申述候敬具

九月　佐野尙

奈良縣監獄署員各位御中
仝　五條監獄署員
仝　各郡長及村長各位御中
仝　右地方有志家

○會告

本號雜誌も亦記事輯輳ニ手違ひの爲め寄書及叙任辭令欄を省略せり、讀者諸君幸に之を諒恕せられよ

八月

雜誌編輯係

發行兼編輯者　佐野尙
印刷者　池田宗平
印刷所　東京並木活版所

明治三十年八月廿八日發刊
東京市牛込區若宮町十番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黒船町廿八番地
發行所　東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第百拾貳號目次

◎論　說
○獄制論一班……小河滋次郎……一
○犯罪防遏の一法として教育を論ず……松本音次郎……九
◎雜　錄……一三
○看守考査表に就て○北海道集治監及道廳監獄の沿革○監獄費國庫支辨の建議○警察監獄學校の設立○技術課○典獄協議會の結果○警察署留場の名稱及其戒護○刑任官俸給令追加の解釋○獄務課の職制○在監人へ書類の送達○個人的待遇
◎治獄談片……一八
○典獄○死亡比例○出獄時の賞恤取扱○世人の逃避○作業方針○戒護者○監獄の分課○犯則○犯罪と身体との關係○食堂會議○犯則者の處罰○所罰に對する注意○司獄官の全能○個人的の觀察○在監人の落書○紀律の普洽
◎譯　譚……加地鈔太郎……三〇
○各國獄制實話（其二）
◎感化保護
○東京出獄人保護事業創立半年報……原　胤昭……三六
◎質疑應答
○應答……四件……四一
◎寄　書……四一
○四徒感化に就ての卑見（器械力の發達と四徒の關係を論ず○勅令第二百十五號の警部監獄書記看守長特別任用令を見る○監獄幻燈設置の必要○警部長獄署を見る○望月生君に寄す○監獄改良の目的に付感動の必要を說く○時惑○兒玉保護院の實施を望む○訊問所に於ける在監の別離法○監獄事務の趣味を論ず○博徒○司獄官として至急外國語を學ばしめよ
◎各地通信……五四
○千葉縣兒玉保護院通信○宮城縣集治監教誨師通信○埼玉慈善會保護院實擧授與式概況○改俊の顯跡
◎官　報……五八

●會　告

本會々費其他本會へ御送付相成べき金員は庶務委員長へ御拂込之筈に候處往々事務所へ御送金の向も有之時に或は混雜の處も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領收證へは會計主任の印を押し來候處十一月一日よりは庶務委員長の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を捺印することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

明治廿九年
十一月

大日本監獄協會

一、會費其他本會へ御送付の金員は凡て東京集治監官舍長屋又輔宛にて千住郵便局へ振込の事

一、看守服務要綱の代金は從前之通牛込郵便局へ振込牛込區若宮町十番地佐野尙へ宛御送金之事

一、看守服務要綱の代金領收證は從前之通佐野尙の名義にて差出候事

內務省警保局長兼監獄局長寺原長輝君題字
內務省監獄事務官小川滋次郎君序文幷撿閱
警視廳監獄書記橫江勝榮君
大日本監獄協會佐野　尙君　合著（非賣品）

司獄官吏必携

製本實費一冊金六十五錢
出版期ハ着手ヨリ五十日間トス
紙數凡ソ千ページ

一名新編監獄法規

先般新編監獄法規豫約出版ノ儀橫江勝榮ヨリ及廣告既ニ多數御注文有之印刷配布可致ノ處都合ニヨリ今般更ニ加除訂正シ編纂体裁ヲ改メ加之本年九月マデノ法律命令警視廳監獄ノ規程ニ係ルモノヲ加ヒ本文ヲ廿四欵ニ類別シ章項ヲ設ケ內務省監獄事務官小川滋次郎君ノ撿閱ヲ請ケ出版シ司獄官吏日常職務執行ノ便ニ供セントス而メ曩日ニ內務省警保局ニ於テ出版ノ監獄法令類纂ナルモノハ頗ル浩瀚ニシテ携帶ニ不便ナルノミナラス其價格モ亦不廉ナリ然ルニ本書ハ小冊ニシテ携帶ニ便ニ且ツ監獄法令類纂ニ載スル處ノ事項ハ大概之レヲ蒐輯揭載シタルモノナレハ右法令類纂ニ代用スルヲ得ヘシ
一本書ハ司獄官吏ノ訓蒙書ニモ亦之ヲ適用セシム爲メ分テ目錄ヲ二樣トナシ索引

一ニ便ス旨ヲ宣言シ、明治四十年ニ至リ、又一ニ便ス旨ヲ宣言シ、

一本書載スル所ノ内訓指令通牒等ハ其筋ノ認可ヲ請ケテ之ヲ登載セリ又本書ニ掲載ノ事項頗ル夥多ナルヲ以テ陸海軍ノ監獄ニ係ル規程ハ他日別ニ編纂シテ出版ノ見込ニ依リ遺憾ナカラ本書ニハ之ヲ省略セリ

一御署及御署員御入用部數ハ一同御取纏メ御署名ヲ以テ來十月十五日マテニ大日本監獄協會佐野宛へ御申込ノ事

一當今諸物價高騰ノ爲メ從テ活版職工ノ工錢及紙價等モ非常ノ高價ニ相成候ニ付此段御諒承被下度事

一前項御承知ノ上曩日ニ横江勝榮宛御申込ノ部數ハ更ニ御通知無之候得ハ刷成次第御送附可致事

一印刷製本實費ハ三十部以上ハ貳ケ月又ハ五ケ月賦御拂込ニテ差支無之事

一五十部以上ハ郵送爲換料郵稅トモ當方ニテ擔當ノ事

一右代金ハ淺草郵便電信支局振込淺草黒船町廿八番地池田宗平宛拂込ノ事

大日本監獄協會雜誌第百十二號

明治三十年九月

論說

◉獄制論一塊（前号の續）

小河滋二郎述
簗轍速記

再犯防遏の方法に付きましては、前にも申した通り、あちらでも非常に研究、苦心して居る所でありまするが、少年感化事業、免囚保護事業などは、最も其効力のあるものとして、一般に認められて居つて、從て此點に付いては、益々其完備を圖るといふことに、一般の氣運が向いて居りまする、又一策として、前に申しましたが如く、犯罪人の中には、到底改心の見込のない、矯正することの出來ない先天的、アンチソシアル、即ち社會と共存することの出來ないといふ種類の者があるといふことを認定いたしまして……此事は我々監獄改良家としては口にすることは甚だ遺憾なことでありまするが、此種類の者は、犯罪の輕重に因らず、即ち人間に重きを置きまして、長期刑又は無期刑を科しまして、永久監獄に拘禁して置きまするか、又は社會外に放逐して置くのを可とするといふ議論でありまして、此事は各國の刑法に於きましても、次第に其實行を見るの傾きがあ

ますする、それで再犯に對して、大に其刑を加重するといふことは、今日にも到る處に既に實行せられて居るのでありまする、佛蘭西ではルレガーシヨンといふ法律に依りまして、犯數の重なる者は、之を遠隔したる殖民地に永久流罪するといふことになつて居りまする、トランスポルターシヨン即ち流刑といふことは、曾て歐洲に於きまして、各國盛んに行つたものでありまするが、其後其成績の良くなかつたが爲めに、又學者や實務家が大に其制度を批難いたしましたるが爲めに、現にストックホルムで開きました、第二回監獄會議に於きましては、全く之を否決するに至つた程であつて、英吉利を始め他の諸國に於きましても、總て之を廢止するに至つたことでありましたが、近頃又此流刑論が再熱致して參りまして、再犯防遏策として、適當の方法を以て之を執行することは得策であるといふ考からして、學者などの間に於て、頻に之を唱へる者があるやうに爲りました、我邦に於きましても目下大に此問題を研究するの必要があるであらうと考へまする、若し理論の如くに實效を奏することが出來ましたならば、所謂廢物利用で、此社會に適することの出來ない、不良なる危險の人間を未開の島地に放逐して、其地に於て開墾をさせる、或は殖民をさせる、乃ち一擧兩得の名策であつて、殊に今日我內地の監獄改良を圖らうとする場合に於きまして、多數の社會と共存することの、出來ない、危險の囚徒を未墾地の臺灣にでも放逐することが出來ましたならば、非常に便宜を得ることでありませう、併し此問題は最も研究を悉さなければなりますまいと考へまする、

又先天的若くは習慣的犯罪人であつて、到底改良の望のないといふことが確められました以上は、此種の者に對して、或は分房に置くとか、若くは之に對して敎誨を施すとか、其他普通の者に對するが如き、種々其感化上の扱ひをするといふことは無益でありまして、所謂勞して功のない話でありまするから、此の如き種類の者に對しましては、唯嚴重なる規律の下に服役、勞働せしめて適當に其健康を保たしむるといふことを力めて、其方で省けた所の力を以て、他の種類の囚徒、即ち習慣犯であつても、其習慣の未だ甚しからざる者、即ち改良の望のある者、殊に未丁年囚の如きものに全力を注ぐことにしなければなりませぬ、

それから第三に來る所のものは、情慾的犯罪人とも申すべき者でありまするが、唯神經が過敏である、此種類のものは、精神及び身體の發育も健全であつて、且つ普通の理解力もある者でありまするが、此種類のものは、精神及び身體が盛であるといふが爲めに、時に臨んで殆ど强壓的に發作致して、自ら之に克つことの出來ないといふが爲めに犯罪に至るものでありまする、即ち憤怒の餘り、或は姥妬に堪へず、愛情若くは名譽心の盛なるが爲めに、人を傷くる其他亂暴を働くといふやうなものが、則ち此種類の犯罪人であつて、割合に人命及び身體に對する犯罪が多いので、此種の犯罪人の五割以上は、所謂人命犯若くは身體犯でありまする、而して女の犯罪人には此種類の者が、此較的最も多うございまして、情慾的犯罪人の特徵は、犯罪を爲すに方つて、計略を用ふることが少く、或は人の前でも公然行ふといふが如き者もあり、且つ其犯罪の仕方が至つて不手際なのでありまする、又犯罪をした後に至つて、忽ち悔ゆる、非常に後悔をして、甚しきはそれが爲めに自殺するに至る者もある、且つ犯罪の取調を受くるに方りましても、速に白狀をする、監獄に來てからも直ぐに後悔の情に堪ないといふのが、則ち一つの特徵でありまする、

最後に來る所のものは、機會的犯罪人と稱する者であつて、是れは或機會、即ち境遇に處して其外物の爲めに犯罪するに至るといふ者であります、即ち所謂貧の盜みといふが如き、貧といふ惡魔に責められて、心なくも犯罪に依つて其口を糊することを求むる、或は多額の金錢を扱ふ所の官吏が、之を費消するに至る、即ち官

金費消罪、或は銀行員が其日々扱つて居る所の金員を拐帶する、又は祭典に方つて賭博をする、或は冬の間雪に閉籠められて家内にのみ居る結果として、姦淫罪を犯すに至る、即ち外物の關係に因つて一時の出來心より生ずるものでありまして、是れは機會さへなければ犯罪に至らない者でありまする、即ち機會的犯罪人と稱する者であつて、此種のものは一般の社會に對しては危害を加へることが少い者でありまするが、併し是等の者は、方法其宜しきを得ざるときには、終に變じて習慣的犯罪に至るの虞れがある者でありまして、最も注意をしなければならぬ、即ち監獄行刑の上に付いても、或は分房に置くとか、若くは專ら敎誨を施すとか、將來に於ける保護を盡す等、大に司獄官吏の力を盡さなければならぬ所のものであるまする、

上來れ話を致しました犯罪人の分類法は、刑法革命派とも稱すべき伊太利新學派の、研究に出でましたものであつて、之に付ては多少の異論があるを免れないことでありまする、併ながら刑事上犯罪人を主格として、犯罪といふ事實を第二とする議論は、學派の新古に拘はらず、一般に是認いたして居る所でありまして、其結果は犯罪人の個人といふことに重きを置くことになつて、刑罰を科する點に於て、又刑罰を執行する點に於て、總て個人を目的とするといふことに爲つて參りました、是れは醫學上に於きましても、醫學の進歩するに從て、病氣の種類が段々增加して參りまするが如くに、犯罪の種類も追々增加するに至るといふのは、當然の次第であつて、段々に進んで、詮じ詰めて參りましたなれば、個人々々は付いて千差萬別、各々特種の性質を具へ、詰り十人十色であつて、個々獨立して一種の犯罪を形成するといふことに、歸着することにならなければならぬのでありまする、それ故に着實なる學派は、此傾向を察しまして、單に重きを、概括した犯罪人の分類法に置かず、先づ個人々々を目的として見るといふことに力めて居ります、故に近來歐洲各國に於ける監獄改良の方法といふのは、總て個人に因つて各々それに相當する所の處遇を爲すといふことに力めて居るのでありまして、分房制の必要であるといふのも、茲に至つても一層益々確められるゝのであります、各國に於て監獄を建築する場合に於きましても、總て方針を分房といふことに取りまするのも此故であります、個人的處遇といふことは、罪人の性質、身体、經歷、罪狀、敎育、宗敎又は其身分、其習慣等に因りまして、之に相當する所の待遇を施すといふ次第であつて、此處遇に依つて始めて刑罰の公平、均一といふことが貫徹し得らるゝのであります、皮想の考を以て見まするど、人に依つて其處遇を異にするといふことは、却て不公平であるかの如きに思はれまするが、若し人を問はず、總て統一に處遇するといふことに爲りましたならば、例へば前に申しましたる習慣、若くは先天的犯罪人といふやうな、監獄を視ること恰も自分の家を視るが如くに、少しも苦痛を感じない所の者も、亦偶發犯であつて一時の間違ひ或は一時の出來心から犯罪に至つて、而も身分のある、敎育のある者も、或は身体の壯健な者も、虛弱な人間も、性質の姦惡なる者も、柔順なる者も、同じ扱ひをすることに爲りましたならば、其結果といふものは習慣犯者は監獄に於て非常の幸福を感じ、偶發犯者は餘分の苦痛を感ずるといふことに爲つて、其結果は竟に健康の上に、亦性命の上にも影響するといふことに爲るのを免れないのでありまする、即ち今日の監獄の如き、一室に五人も八人も或は十人以上、甚しきに至つては五十人、百人といふ多數のものを、一室に雜居せしめて居ることでありましては、勢ひ個人的の處遇をすることが出來ないで、其結果といふものは、所謂玉石混淆、惡い種類の者に對しては恩惠を與へ、善い種類の者に對しては苦痛を與へ、刑罰の均一、公平といふことを保つことが出來ないのでありまする、

同一の監獄内に於きましても、個人的に種々の扱ひをしなければならぬといふことは、前陳の理由で分明であ

ります、況や地方を異にし、風土、人情の同じでない所であつて見ますれば、即ち監獄を異にする以上は、自ら亦其監獄に適する各種の扱ひといふものがなければならぬのである、例へば北方の寒氣の強い地方でありましたならば、冬になれば、暖爐を用ゆるとか、南の方であれば監獄を建築する場合にも、成るべく風通しを好くするが爲めに、窓を大きくするとか、或は食物でも淡泊な物を撰んでやる、之に反して北方の地では、成るべく濃厚の食物を與ふる、衣服、臥具の如きも其通り、地方に依つて違はなければならないといふことになるので、漫に監獄制度の統一々々といふことを唱へて、南北兩極を通じて、同じ筆法で扱はうとするのは、抑も今日監獄改良の眞意に違ふ所のことゝいはなければならぬのであります、それ故に今日監獄則なぞを改正する場合に方りましても、此邊に付いて深く注意をして、監獄則に制定することは極く大体緊要の事に止めて、內部に於ける實際を扱ふといふことは、地方に依り、又罪人の個人的に依り、相當の取捨斟酌を施すといふことの、餘地を存せしめて置かなければならぬのであります、同じ人種で、同一の國の中に於きましても、此通りでありますれば、況や外國人を拘禁する場合に於きましては、無論其習慣、風俗に適應する所の相當の方法を施すといふことにしなければならぬのであります、內國人に與ふる所の食物を以て之を直ちに外國人に施し、又內國人を拘禁する体裁の監房に外國人を入れ、衣類の如きも、內外國人をして同一たらしめるといふことは、個人的處遇の主義に戻つて居るものであつて、監獄改良の時代に不相當なことゝいはなければならぬのであります、歐洲なぞに於きましても、外國人を所遇する場合に於ては、相當、特別の扱ひが設けられてあるので、殊におちらて異教の徒と申して居る、猶太囚徒なぞに對しては、著しく處遇の方法を異にして居るのであります、

監獄制度の改良といふことは、詮じ詰めて見れば、即ち個人的處遇の行届くといふことであるのである、改良の實況如何を見まするのには、個人的處遇の範圍の廣狹如何を見るのが、一番確かであるので、白耳義や、和蘭の監獄制度が、他に比して能く整頓して居るといふのも、又獨逸や伊太利が改良に鋭意しつゝあると申すのも、又佛蘭西の制度が割合に退歩して居ると申しまするのも、總て此個人的處遇が能く行届いて居ると、若くは此方針に向つて力められて居る、或は此點に付いて不行届であるといふことであるのであります、果して個人的所遇といふことが、監獄改良の目的であると申しましたならば、果して個人的所遇といふとが、監獄改良の手段であつて、監獄の目的を達するに必要なる方法であると申しましたならば、之が局に當る所の司獄官吏の職務といふものは、非常に困難な、責任の重いものといはなければならぬのであつて、法律、規則の範圍內に於て、敏捷且つ適當に機宜の運用を爲す能力者でなければならぬといふことで分るのであります、詰り監獄の改良といふことは規則や議論の如何にはないので、人の如何に存することであつて見ますれば、適當の人物を推選するといふことで、最も必要の次第であります、歐洲諸國に於きましても、近來大に此點に着目することに爲つて參りまして、殊に佛蘭西、伊太利及び獨逸等に於きましては司獄官吏の養成といふことに、非常に骨を折つて居りまする、又之を養成するの必要と共に司獄官吏の身分を進め、待遇を好くし、終身安んじて此煩雜なる、且つ責任の重き職務に從事することの出來得らるゝ道を立つて置かなければならぬのであつて、監獄の成績といふものは、迚も二年や三年の短い間に期し得らるゝものではないので、幾十年の長い將來を竢たなければならぬのであります、如何に人物を養成しました所で、又推選した所で、其待遇を薄くし、又頻々之を自由に轉免するといふやうなことがありましては、到底治獄の功を奏せしむることは出來ないので

ある、司獄官吏の養成の方法に付きましては、色々ありまするが、先づ第一に學校を起すといふことである、是れは現に伊太利、及び獨逸聯邦の中のバーデンなどで實行を致して居りまして、好い成績を見て居ります、第二には司獄官吏を巡回せしむるといふことである、是れも監獄事務の教養に益のあることでありまして、即ち官吏を時々他の監獄を巡回せしめて、其實際の狀況を視察せしむるといふことで、之に因つて大に發明せしむることが出來るのであります、其三には一の模範監獄を造つて、將來に望みのある有爲の司獄官吏を勤務せしむるといふことがあつて、是れは費用も掛らず、手數も要せず、且つ其効を收むることが最も大いので、一般に大に此方法を賞揚して居る所であります、乃ち唯今我邦であつて見ますれば、特に一つの模範監獄を立てる……新築するといふことは困難でありませうが、例へば東京集治監なら集治監を、一つの模範監獄にすることに定めまして、茲に典獄たる所の人は併せて敎官であるといふ考を持たしめ、其内部の管理法は總て模範的完全に組織いたして、監獄學の上で要求して居る所の事柄は、總て之を實行せしむるといふことに致して、そうして茲に勤務する所の役人に、其實際を習練せしむるのであります、それで此處に二年なり、或は三年なり、相當の歳月間勤務いたしたならば、其人を拔擢して典獄とする、或は各地方の課長の椅子を與ふる、又此處に勤務して居つた所の看守は、他に出でゝ看守長にする、若くは部長に昇進せしむるといふやうにして、段々に廣く各地方に人材を配附するのでありまする、是れは一時に著しく効果を見ることは出來ませぬが、詰り歳月を經過するに從つて其効を見ることが出來るであろうと考へまする、伊太利などでは此方法に依つて大に全國の監獄改良の實効を見たといふことでありまする、

（未　完）

◉犯罪防遏の一法として教育を論ず

東京　松本音次郎

「豫防の一ヲンスは醫治の一磅に優る」とは、卑近なる俚諺に過ぎざれども實際に通じて其眞理なるを證驗するもの此くの如きは少なし、若も我儕の同胞國民にして、其幼時、青年の際に於て、受くべき適當の教育を受け、人として知らざる可からざるの事を敎へられ又知つてならざるものを知らしめざる樣の保護的感化に圍繞せられたらんには監獄と、矯正院との必要は殆んど之あらざる可し、如何となれば、正しき基礎の上に立たる品性は、矯正、改化を要せざればなり、故に普通敎育を普及せしむべきは國家の義務なり、若し父兄にして徒らに子弟を就學せしめざるに於ては、國家は之に代つて其義務を果すべきなり、

米國イリノイ洲立感化院長、博士スカウレルが第十一回内國矯風會大會の席上にて朗讀したる論文中に「吾人は兒童を救濟し能ふか」との問題を論じたる一節あり、其中に於て、博士は兒童を三階級に分ち、第一階級に屬する者の外は、凡て救濟的感化を以て圍繞し、且敎育せざる可からず、是れ兒童の爲めに最有用なる而已ならず、又社會の幸福と安全を增進する爲めに必要なりと論結したり、又博士は言へり、彼の第一階級に屬する兒童は、多くは富裕過ぎたる生活の中に長たてる者にて、隨つて彼等の百中九十までは天死する者なり、第二の階級は生命に滿ち活動に滿ちたる善き心情をもてるもの、而かも若し善良なる忠言と、適當なる訓誡とを以て先導し且支配するにあらずんば、彼等を邪道に入らしめんずる刺衝力に滿てるものなり、第三の階級は、所

謂國家の罪人を作らんとする所のもの國法を破らんとする所の兒童なり、此世と、肉慾と、惡魔を愛する所の兒童、夜中宿るべき所もなくして街衢に彷ひながら其手は惰弱にして勞働に堪へざる所のものなり」と、わが國の公立學校に於ては、たゞ特別の事情あり、若くは特質あるの故を以て、或特別の處遇、若くは訓誡を要する者を除くの外は、廣く普通教育を施行して、子女を薫陶しつゝあるなり、高等學校、大學校に於ては、教育の完成を期して、各種の高等なる智識を授けつゝあり、非常多額の金員は之が爲めに年々醵集されつゝあり、而して凡そ此等の事の目的は幾程もなく、現社會に活動しつゝある人物に代つて事に當らんとする青年をして賢良有用の市民たらしめんとするにあり、誠に結構至極なる美事なり、若し此目的にして其金額を費す割合に準じて成就したらんには惡人、犯罪者を處遇する爲めの監獄、感化院は、實に漸々減少すべき筈なり、然なりと雖ども、如何に外形一通りの組織は立つにもせよ、さていよ〳〵其最大問題なる「如何なる事を如何樣にして女子に教ゆべきや」に就ては、なか〳〵容易に解釋せられべくもあらず、

「如何なる事を」と云ふ疑問に就ては。在昔スパルタ王が與へたる答案あり、之に優りたる者未だこれあるを見ず、王嘗つて「兒童は何を學ぶべきや」との問に對へて曰く、彼等が成人の時に實用せらるゝものを學ばしめよ」と、換言せば、青年の教育は實用的ならざる可からず彼等の教訓の目的は、彼等をして善良、有用に、且賢明なるものたらしめざる可らず、而して同時に、彼等を墮落化する處の感化力より保護せざるべからず、明光々たる道義的感覺と、其人個々に最適當せる實用的技術、職業の習熟とは、男女の青年に取つて其生涯の首途に上るに欠くべからざる具足甲冑なり、

博士フッガナンは其著「新教育」中に於て適當なる教育に欠くべからざる要素五つを論定せり

(1)に曰く、「第一にして最必要なるものは性理上の發達これなり、百年も生きるに足る丈けの健体堂々たる氣力によりて生涯中に成功を必するに足る丈けの世の厄介物となる代りに人の幸福の源となるに足る丈けの子孫萬世にまで其の壯健と幸福を遺傳するに足り、生涯中の萬難を排して綽々餘裕あるに足る丈けの、大丈夫なる健康体の造成これなり、男女何れの學校を問はず、其學生の身体を發達せしめざるもの彼等を入學せしめし時よりも、更に良き健康と發達とを以て家に送り返す能はざるものは、即ち教育を過てるものとして棄却せざるべからざるなり、然るに世間往々この大切事を等閑視し去るの傾きあり、これ犯罪なりと云はずとするも、大過失なりの罪は免るべからず、

(2)に曰く、人生に處する職業の教練なり、換言せば實業教育なり、人として幾分かにても實業の手に入れるもの無きに於ては其人寧ろ此世に生れざりしを優れりとす、如何なれば、實業的の能力なきものは（先祖傳來の資産なき限り）乞食となるか、窃盗となるか、但し又騙取者となるかの外なければなり、

性理教育を怠るによりて人種を墮落し、其勢力を損傷し隨つて其德義を失墜せしむると同じく、實業教育を怠るによりて柔手、軟脚、人間第一の義務なる、有用物生産てふことを逃れて、種々の狡猾手段を以て、他人の者を消費しつゝ生活せんとする意氣地なしを生ぜしむ、人間界に於ける詐僞の流行は、人々が此世に於て有用なる生産者たらずんば、有害なる厄介物たらざるを得ずとの嚴戒を、篤と納得するまで教習せられざる限り、決して止む時なかるへし、有用なる生産をなすに堪ゆる丈けの訓練を受けずして成人せしめられたる子弟は、其兩親と學校に對して、名譽と幸福の確實なる基礎を奪ひたりとして、正當に咀の語を發するを得べし、

(3)は醫療教育なり、人の最も心掛くべき義務は他人の重荷とならざる樣に我身を支ふるにあり、これ實に醫療

教育が、實業教育、性理教育と相並んで孰れ劣らぬ大事なる所以なり、夫れ醫療教育とは、病氣の初發に於て之を退散せしむるの技能を授くるとなり、病氣も其初發に於ては退散せしむるに易し、病氣の大多數は、醫藥を待ずして退治せられ得るものなり、されば性理に暗く、攝生の道を知らず、而して、常に人生の遭遇せんとしつゝある、幾千の危險を知らざるより起る禍害より惡しきはなし、

(4)性理的、實業的、醫療的教育によりて、人間は先づ一通り、正當に生活する丈けの準備を得たりと謂つべし、然りと雖ども、其生活や自己に對しても、世に對しても價値あるものたらざる可からず、即ち是れ第(4)の教育を要する所以なり、何んぞや、倫理的、宗教的の教育これなり、此二者は、ツマリ同一事を意味するものにて、人間を幸福に、聖潔に、且榮光ある生涯に進ませしめ、神の性質と掛合ふものたらしむるを謂ふなり、即ち天使とても交際し得るの高潔なる生涯、我周圍にある者に惠然として幸福を感せしめ、其坐せし處には、馥郁たる香氣を以て充滿せしむる程の仁惠なる生涯に進ませしむるを云ふなり、

(5)は文學上、智識上の教育是れなり、高等學校は智育の爲めなりと稱せらる、されど余は同時に德育に熱注せざるべからざるを確言せんとす、夫れ人をして智者たらしむると同時に、善人たらしめざるべからずとは千古不磨の金言になり、德育なき智育は單に社會の危險と、腐敗素を增すに過ぎず、見よ現世紀に於て統計表が証明したる驚くべき堕落、犯罪、自殺、狂氣、貧困、死亡は、其責大ひに智育の德育に伴はざるに歸すべきにあらずや、蓋し宗教道德の感化力は大ひに頽廢に傾きたり、思ふに愛心に溢るゝよりの智育にあらずんば、醫慎、不平、不順、不遜の精神を學生間に鼓吹するに異ならず」と、

又博士はヲバイヲ洲感化院の教育法を擧げて、青年教育の模範なりと云へり、其言に曰く、「該感化院は智育、德育、實業教育を以て其教育の要義とせり、其授業時間の半分を教訓の爲めに供し、同時間を通じて道義的感化の下に浴せしむ、實業を務めて日々の義務を果さしむるは德育の基礎なり、又競爭世界に立つて勝を得せしむるに足るの品格を作らしむる土臺なり、勞働を込めざる德育は、實らざる花の如し、かの感化院に於ける驚くべき成功の秘密は、三百人の青年が、愛と勞働と、唱歌とによりて義務と友情を盡す樣に訓錬せられ、此に院内に一種の公同的感覺存して、新入者をして恰も死肉の生ける人体に同化せらるゝが如く改良同化せらるゝにあり、

雜錄

◉看守考査表に就て

（樣式に就ての鄙見）

將來看守を撰拔するに當ては、看守考査表を準據とし之に依り、優劣を判定し特に學術試驗を行はざる可からず、故に其の考査表の確正を期して以て事實を直寫し毫も其の間潤飾を加ふ可からざるは勿論のことにして、而して亦其の表樣式に就ても簡潔一目の下に性行職務上の情体等を知悉せしむるに足るものならざる可からず、左表の如きは單に記者の考案に止まり、未だ以て表の完美なるものと謂ふ能はずと雖も姑く茲に之を揭げ以て諸士の參考に供す、但し實際之を行ふに當ては各監獄特殊の事項に依り取捨增減を行ふべきものあらむ

注意

（一）左表は半葉を以て一人となし六ヶ月若くは一年毎に更改するものとす、一箇月毎に更改するは徒らに手數の煩を招くのみにして且通じて一覽するの不便を缺くに至る

（二）本表は上席看守長支署長の主管に屬し、各看守長の意見を記するに當ては必ず自書するを要し決して他人をして代筆せしむ可からず、自書終れば再び上席看守長に返付するを要す

（三）記入者は必ず捺印するを要す、他の記入自己と同意見なるときは單に事項の下に捺印するに止むべし

拜命年月日及昇級進補授命の進否	勤務成績の概評	職務執行上の注意	賞罰事由	病氣及欠勤日數	書類報告等の整否	特殊技能の有益	性質上の異徴	族籍氏名年齡
明治二十七年三月一日九圖上官の命を以て委任す 二十九年二月二十四日十等俸に敍す	九十点	體格強壯にして素より品行方正なる點に於ては上官の命令及び訓戒を遵守し職務に勉勵し殊に勤怠なし	明治二十五年四月五日囚人の逃走に會し捕獲す	二十年一月流行性感冒の爲め三日間病氣缺勤	囚人の犯罪調査正確なり	作業科程度は普通なるも性質堅剛にして能く職務を盡すの點に於ては記載するの要なし	沈鬱なく消極的ならず	某縣士族 何某 年月日生

◉北海道集治監及道廳監獄の歸屬

（監獄管督權の劃一）

本月二日以降拓殖務省廢止の結果として北海道集治監及道廳監獄は內務省監督の下に歸屬せらるることゝなりぬ、由來是等の諸監獄を特別の省の下に管治せしめたるを以て動なからさる不便と、不權衡とを免かれざりしが將來は總へて歸一の結果、是等の弊一洗することならむ

◉監獄費國庫支辨の建議

（東京市會）

監獄費國庫支辨論は久しく喧沙汰なかりしが、此程亦東京市會に於て全議員曲木如長氏の發議に依り一致可決せられたり、依て建議書起草の爲め委員三名を撰み仝氏外、辰巳、君島の二市會議員共々選定せられ、不日起草の上建議する筈なりと謂ふ、今其の曲木氏の提出に係る建議案を掲くれは左の如し

監獄費國庫支辨に關する建議

監獄費を國庫支辨に移すのことたる市民の數年來希望して止まさる所なり我國の現況たる罪囚夥多再犯以上最も多きを占め爲めに年々歲々監獄費に增加を來たすは爭ふへからさる事實なり盖し國家の罪囚に要する經費は國家の負擔に屬すへく一地方の人民をして其經費を擧て負擔せしむるは啻に條理の許さゝるのみならす其重荷に堪ゆる能はさるや識者を俟たすして知るに足る

明治三十年度の豫算に依るに本市の負擔に屬する監獄經費の總額は貳拾四万五千五百貳拾壹圓六拾八錢五厘なり今や市費を以て支辨すへき幾多の必要事業は其成効央にも及はす又未た其緒に着かさるものさへあり而して一面を顧みれは人民は徵稅繁に堪へす賦課の多に苦しむの有樣なり

監獄費を國庫支辨に移さるゝときは市民の負擔を輕減し目下差措き難き道路橋梁改修の如き事業の費途に充用することを得大に國利民福を增進するに至るへし其他又監獄費を國庫支辨に移すへきの理由は條約改正の期も將に近きにあれは獄制の改良を計る上に於て國費に仰かさるを得す依て第十一帝國議會に向て監獄費國庫支辨の請願をなし積年の宿望を遂くるの準備に着手するは極めて必要なるを信す玆に及ひ建議候也

◉警察監獄學校の設立

（來年度より實施することゝならむ）

其の筋に於ては來年度より警察監獄學校を設立せんとて、豫て其の費額を調査し、大凡五万圓を要すべきを以て來年度の豫算に組入れたるに、大藏省の査定も先づ無事に通過しければ、議會の協賛を經たる上、早速來年度より設立に着手する筈なりと謂ふ、監獄局の再設と謂ひ、學校の設立と謂ひ、如何にも斯道者の爲めには幸運の時となりぬ、尙入學者の資格、年限等に就ては追て聞込み次第掲載することゝあるべし

◉技術課

（監獄建築事項に就て）

監獄局の爲めに技師貳名技手貳名配置せらるゝことに成たる旨は前號本誌に記載せし處なるか、是も亦明年度よりは技術課なる者を新設し、監獄建築事項を調査する運びに至るやも知れずと謂ふ、左もありなむ、兎に角明年度〳〵とて待つこう樂しけれ、待つ身か花の中、明年度に至らざれば如何なる實を結ぶや知れず

◉典獄協議會の結果

（長屋會頭より通知濟）

過般典獄諮問會の節各典獄に於て協議可決したる事項は其の後追々內務省に於ても調査を遂げられ、改正を要すべきものは直に改正すべき筈なりと謂ふ、其の協議事項は本誌前々號に揭載せし處なるが、長屋會頭より內務省へ提出の末、第四項刑事被告人の看病に押丁差支あるとき同房者に爲さしむるの件は同房者の承諾を得て之を爲さしむるは敢て差支なきも强制することは穩ならずとの趣旨を以て其筋より通牒ありたるを以て直に全會頭より各府縣へ此旨を通知せりと謂ふ、此他尙協議會の結果として、直に施行するも差支なき事項を參照として揭ぐれば左の如し

（一）看守外套を着用したるとき帶劍の方法は劍を外套の下に佩び唯其の柄のみを外部に顯はすこと

（二）監獄事務分掌の名稱を一定し第一課第二課第三課等數字を以て名つくること

（三）幼年囚懲治人には休憩時間に於て適宜運動或は体操を爲さしむべし、又犯則の輕きものには之を罰するに時間を定めて直立せしむること

（四）刑事被告人看病に押丁差支ある時同房者に之を爲さしむるは（全房者の承諾を經べきは勿論なり）

（五）在監人に對し他より小包郵便を以て物品を送附しゐるときは監獄則第三十八條第三十九條に依り領收すること

◉警察署留置場の名稱及其戒護

（己むを得ざる便宜）

地方裁判所甲號支部若くは區裁判所所在地の警察留置場に在ては、監獄則法文上刑事被告人を拘禁する能はざるを以て留置場內特に拘置監の名稱を附し以て監獄戒護者を派遣したしとの希望ある一二の府縣ありしが、看守を配置するは監督上甚だ不便なり、加之之が爲めに事務員等を要すとせば小監獄設置と異ならざる經濟上の困難あり、旁々從來の如く留置場に拘禁し、人繰上差支なき限りは巡査を以て戒護者と爲すべき事に決定せりと謂ふ、亦斯く留置場の名稱を附したりとて監獄則上「一時刑事被告人を留置す」とあるに對し是も所謂一時の中に包含すと解釋せば可ならんか少しく牽强附會の說たるは免れざる所なれどもかゝる便宜は已むを得ざることならむ

◉判任官俸給令追加の解釋

（一年を經過せずして八俸俸を昇俸せしむることを得）

過般判任官俸給令第三條に但書を追加し、八級以下は一年の制限に依らざる旨を規定せられたり、然るに此の解釋を誤て八級即二十圓に至る迄は一年の制限に依らざれども、二十圓のものは七級即ち二十五圓に昇級せしむる能はずと思惟する者あり、是れ解釋を誤りたるものにして但書は一年の制限に依らざる階級を規定したるに過ぎず、換言すれば十級九級八級の三級は一年の制限に依らずと云ふに歸着す、故に八級俸のものも一年の制限に依らずして、七級に昇級せしめ得るは固より當然なり、現に其筋に於ても此の解釋を採り一年を經ずして八級のものを七級に昇級せしめし實例あり と云ふ

◉獄務課の職員

（監視假免を追加す）

獄務課には監獄幷に假出獄に關する事項を管掌すとのみありて彼の監視假免に關する事項は何れの課に於て取扱ふものなるか、多分分課規程に漏れたることならん事を本誌前號に於て一言したりしが、果して獄務課に屬す可きものにして此度監獄幷に假出獄の下に監視假免の四字を脫漏せし旨追加せられたりと云ふ、誠に至當の事と思考す

◉在監人へ書類の送達

（執達吏より直接に囚人に渡さしむ可からず）

刑事被告人其の他囚人に裁判書類を送達する場合は刑事訴訟法第十九條に依る可きものなり、仝條に曰く書類の送達は此の法律に於て別に規定しあらざる時は民事訴訟法の規定を準用すとあり、隨て民事訴訟法第百四十條を見るに、囚人に對する送達は監獄署の首長に之を爲すとあり、此の囚人なる語は未決囚をも包含し居る事は旣に確實の議論なり、然るに現今監獄署に依ては刑事被告人に對する送達は、執達吏自ら監房に至

も書類を送達し、又は監獄吏員の手を經て被告人に送達する處ありと聞く、是等は固より其手續を誤り居るものなるを以て、將來は直に典獄若くば典獄代理者に送達せらんことを冀望す、

◉個人的待遇

（知名有識の士に對する運用）

近時縣會議員辯護士將校博士杯隨分有識知名の輩にして入監する者多し、習慣犯者奸惡の徒の入監するとは事異り、多くは一朝の行違ひにて入監の不運に至る者なり、此輩に在ては彼の恐ろしき强盜竊盜者と嚴に別離し特殊の待遇を施すこそ必要なれ、固より獄則以外の優待は全然不可なるは言を竢たずと雖も、而かも個人的待遇の要旨は此邊に顯はるゝこそ治獄の妙味なれ

治獄談片

小河岳洋先生茶話
中村　裏君筆記

◉典獄課長の職責

監獄にては典獄とか課長とか云ふ者の職務は大底書類は指針の如し、若し其ゼンマイにして一度回轉を中止せば、車輪忽ち行動を止め、指針亦從て其向ふ所を失するに至る、爰を以て典獄とか課長とか云ふ者は、眞に敏腕熟練の者を要する譯にて、無暗夜鷄に其位置を交迭して、他より商買違ひの者を擔ぎ込まんとて實際出來さる事なれども、若し典獄や課長なるものゝ職分か部下のものに仕事をさせ、押印のみを爲すを以て足れりとせば、幾度之を交迭し、其補充者は權兵衛でも八兵衛でも差支なき譯なれば、又是非もなき事にて强ち利屈も云へずと思はる、歐洲各國の司獄官の位置鞏固にして且其待遇の厚き事杯を聞く時は誠に浦山敷事に思へども、實際夫れ丈の眞價あるの結果に外ならざれは、若し其位置待遇に付彼の如くならんとを欲さば、徒らに淵に臨んで魚を羨むとなく、却て速かに網を結ふの策を講せられ度ものなり、

◉死亡比例

在監人に死亡數の多きは實に痛歎に堪へざるとなり、獨逸の有名なる統計家エンゲルと云ふ人も痛く之を憂へ且つ云へる樣、監獄に於ての刑罰即自由刑と云ふものは其名を異にしたる處の死刑である、と又佛國の學者は之を評して燥ぎたるギロッチンナリト、（此ギロッチンとは佛國に於て死刑を執行するに用ゆる斷頭機械なり）言はギロッチンを以て人を殺す時は血を流すも、監獄に於て執行する刑は血を流さずして人を殺すものなり、即ち燥きたるギロッチンであると云ふに在り、蓋し自由刑なるものは最も進歩的の刑罰にて立派なる文明國の專ら採用する所のものなるに拘らず、之か執行方法の宜しからざるより、斯かる酷評を受くるに至るこそ遺憾なれ、此頃獨逸近着の某雜誌に記する所を看るに、全國在監人の死亡數は千人に對し二分即ち二十人迄に減少せりと雖も、尙ほ之れに滿足せず其故は之を社會に於ける事業中最も衛生に害ある、最も危險多き彼の炭礦夫の生命に比せは、在監人は尙ほ此倍數の死亡を生ずる譯なれは、之か救濟の方法を速かに講せざるべからずと云に在り、知らず、我國に於て執行する自由刑者は果して斯かる悲境に陷入らしむる事なき歟、曾て調査したる處なりと云ふを聞くに、我國在監人の死亡數は千人に對し七分以上即七十人以上なりと、未た其眞僞を知らずと雖も、余は寧ろ之か調査の誤謬に出でしことを望んで止まざるなり、

◉出獄時の重患取扱

在監人の刑期滿限に至り釋放する者重病若くは傳染病等に罹り引渡すへき親屬故舊等なき者は、何れの地方にても、先つ之を警察署又は町村役場へ交付し、而して又其官衙より更に相當の病院へ轉送する事となり居る樣なれども、病者は元來鎭靜に安心せしめ治療を要するは勿論なるに、斯く轉送する、殊に極寒極暑の候に於ては、爲めに往々重患に陷入らしめ死期を催かし、且其傳染病者にあつては、其害毒を他に傳播するの危險あるのみならず、又頗る無慈悲の事と云はさるを得す、歐洲にては右等の場合は、尙ほ監獄內に留置し相當の治療を施こし充分懸念なきを認めたる後、相當の手續を爲す事なるが、我國には夫々規則もあるとにて、之を曲くる事は出來ざるも當局者に於て、充分に注意を加へ、之を發送する以前に於て發病後の經過の狀況より處方等に至る迄、總て治療上參考となるへき書類を整理し、且つ警察官等へ豫め協議を遂け置き、當日に至り各所を擔き廻るとなく、直ちに相當の病院へ送致する事は敢て出來ざる事に非らざるへしと思はる、されど爲めに危險の虞ありと認めたる時は、與獄たるものは斷乎として其規則に背くの責を負ひ、一時監獄に留め置き、治療を施し以て其罪を待つの決心ありたきものなり、

◉世人の迷想

世人動もすれば云ふ、我國囚徒の生活は下等人民の生活に比せば頗る鄭重に過ぐるを以て、廉恥を知らざる無智の輩は、世上に於て衣食に苦まんよりは、寧ろ監獄に在て之か供給を受くるの安きに如かずと思惟す、之れ我國罪囚の年毎に增加する種々原因あるべきも要するに、又之れか因たると多きに居らんと、此言たる一理ある如しと雖とも、畢竟國家と人民と、又國家か犯罪者を罰するに犯罪者か其罰に服する等の權利と義務の何たるを知らざる言のみ、若し夫れ監獄の監獄たる目的を達するの理由、斯かる單純なる處に存せは、斯業の改良なるものは差して困難なるものに非らざるも、今日の文明は決して去る亂暴なる理屈を容るゝを許さず、左れは今後斯業改良の順序としては第一着に是等の論者を撲滅せざるへからず、而も此の如き論者あるは獨り我國のみに於て然るに非す、歐洲に於ても未た監獄の監獄たるを知らざる時代に於ては、嘗斯かる議論を以て罪囚の刪減策と誤解せしなり、

先年墺太利の議會に於て、刑法改正案の審議ありし時、或る議員等は論して曰く、囚徒の生活は須からく下等の貧民の程度に依らざるへからずと、然るに當時學者議員たるミュルヘルトと云ふ人は其說を駁して云へる樣、若し監獄の生活を以て下等貧民の程度に依るを得は、即ち其議論か至當なりとせは、社會貧民の中には凍餓に陷入りて死する者もあり、疾病に罹るも治療を受くる能はすして死する者もあるに依り、監獄に於ても矢張り囚人を凍餓に死なしめ、又は疾病に罹るも治療せす死に陷入らしむるも差支なしと云ふ歟、國家は決して斯かる權利を行ふを得す、否斯かる權利のあるへき筈なし、即ち下等貧民の生活の程度を以て監獄生活の標準を求るものに非らすと論したる、復た之れに抗辯を試みたるものなかりしと、

罪囚を遇するに苟も奢侈に頗するか如きは、固より許さゞるも亦彼等の健康を害するも尙ほ可なりとするか如き權利は國家は決して有せざる所なり、

◉作業方計

監獄工業の官司又は請負の利害に就ては何れの國にも議論のある處なるか、獨逸にては先年官司業を可とし、爾後之れに向て歩めつゝありしに依り、曩きには百に對する官司業は僅に二十八にして、請負業七十二の多數を占め居りしも、現今に於ては官司業四十八請負業五十二にして稍其半に達せり、今後尙ほ官用業を擴張すると同時に請負業を縮少するの見込なりと云ふ、監獄工業の適否は行刑上又經濟上頗る重大の關係を有するものにして且之か存廢は一朝一夕に斷行の出來得るものに非らされは、我國に於ても土地の狀況等に依り悉く一定する能はざるへしと雖とも、之か利害に就ては今より研究を遂け、少くも其方針丈けは定め置く必要ありと思はる、

◉戒護者

歐洲監獄在監人の數は各地方に依り多少異なるあれとも、少くも四百人に下らず、多きも六百人に上らず、又更員の配置は獨逸ベルジック等に於ては看守長を壹人とし、上級看守（我國の看守部長に等し）五六人之を輔佐する事と成れり、看守の在監人に對する配置の割合は二十四に壹名（上級看守も此內へ定む）なれは、一監獄の看守は大底二十名乃至三十名にして總て戒護と、及之れに關する事務を處

理す、尤も獄舍の構造は屢々述へし如く、概ね石と鐵とを以て造られ、且つ外圍には兵隊の警戒あるに依り、夜警者は六名位にて十時間の勤務するを以て通例とす、又看守も上方司獄官と同しく頗る老練にして四人に對する紀律極めて嚴正なるに拘はらず、相互の間には常に靄々たる和氣と慈愛との存するありて恰も嚴父の頑兒に於けるか如し、其妙味は實に言語に盡し難く、又學問や理屈にては迚も出來さる事にて眞に熟練の然らしむる所と歎賞の外なし、

◉監獄の分課

監獄の分課標準は此度廢止せられたりしか、盖し之を不必要とせられたるにては非らざるべきも、何れの監獄も吏員の寡少なるに依り一名をして二課若くは三課を兼ねしむるの實況にて、其名其實に適はず、最初分課の標準を定めたる旨趣、即各課を分立し其權限を明かにし、以て或る弊害を防遏せんとしたるに拘はらず、毫も其實擧らず、切角の方法も画餅に屬したるに依るなり、左すれは之を分離獨立するに足る人員さへあれば成るべく之を存し置くの必要あり、然るに或る地方にては人員の如何に拘らず、之が訓令に接すると同時に各課を廢止したる哉に聞けり、其意盖し必要なきに因りたる歟、將又廢止せざるべからざるものと認めたる歟、知るを得すと雖とも分課を設くるは頗る必要の事なり、然れども盖し其課長なるものか押印的器物の如くなれは、一課を置くは一の冗員を設くるの謂ひにて、若し三課を置くとせは即ち三名、而かも高給者の冗員を置く事となれは、實際上堪へざる次第なれとも、課長なるもの去る心得違なく、自己か責任ある事務と躬ら處理するの任に路り、其及はざる幾分を課僚に補助せしむるの考ありせば、分課を設くる爲め三名を減員するか如き事實を生せすと雖とも、不幸にも課長なるものか果して押印的器械ならんには、之れを廢止せは即ち夫れ丈けの增員を受けたると同一の結果に至るべけれは、俄かに之を廢止する亦理由ある事なり

◉犯則

獨逸に於ける在監人犯則の種類の第一多きは工業に關する事にして、其割合十に對し七八分とし、他の二三分の一半は官吏に反抗するもの、殘る一半は即ち種々の雜犯なりとす、我國の犯則者は之れに反し、監房中に於ける犯罪、即睡眠とか、雜談とか、若くは寐たとか起たとかの類多くして、工業に關する事極めて少なきか如し、歐洲にては囚人の工場に在る間は、看守者と目張り子なれは彼等をして僅かの犯則にても爲すときは決して看出さゝるを得ざるものと爲しあるも、監房内殊に雜者房なるときは到底人力を以て遺漏なく摘發するを得す、偶々或る部分の犯則者を發見し處罰する時は却て之か公平を失し怨恨を促かすの媒となるべければ、其犯則の甚しからざるものは、寧ろ罰せざるの利益あるに如かすとし、且歐洲にては現今分房改築に着々歩を進めつゝあれは、其成効も遠きに非らす、從つて房内に於ける犯則の如きは人力を強て須ひずして自ら根を絶つに至るべしとするに因る、在監人を所置するに付き斯かる鎖事なりとも苟も爲さゞる事、又以て他を窺ひ知るに足るべし、

◉犯罪と身体との關係

女子の犯罪と身体との關係は生理上の理由に因る事已に定論あり、然れとも男子も亦之か關係を有するものと思はる、此頃或る書籍を繙きしに、英國倫敦府の生理學會に於て、在監人三千人に就き調査したる結果なりと云ふを看るに、在監人の身材を普通人に比せは平均四インチメートル（一英吋は我八分三厘余）高く、又体量は四ギログラム（一基は我二百六十六匁余）重しとあり、我國の犯罪人に就ては未た是等調査の確的なるものを得ず雖とも、在監人の身体及重量の如きは概して普通人に劣れるものと思はる、試みに市中の混湯等を一見するときは、二三十人の裸体者中には、少くも其三分の一若くは其半は身材五尺三四寸以上にして、且つ其重量も十四五貫以上のものあるべしと思はるゝも、監獄内に於ける浴室を窺ふときは、累々として肋骨を露はし居るもの多く、且其体量も十三貫以上あるもの少なきか如し、此畢竟職業の種類食量の佳否又入監する時は少くも二十日内外は房内に座し、少量の食を喰ひ、且其間憂鬱煩悶精神的の快樂を減殺するに由り、自然衰弱するに至るは免かれざる所なるべきも、概して我國犯罪人は身体の少なる者多きか如し、歐洲の犯罪人の普通人より大なるは彼の如く蒸氣や電機の器械力の發達したる處に於ては所謂大男總身に智恵か廻り兼ねると云ふ如き人物は使ひ途に乏しきに依り、通常人の列に加はり競爭場裡に驅馳するを得さるより、列外に放逐せらるゝに由るものか、又我國は之れに反し、百般の事業多くは勞

力に依るを以て智恵と力となきものは如何とも使ふに途なきも、少し位鈍馬でも盆庫にても腕力さへあれば、使ひ途に乏しからずと云ふ如き事に關係あるにあらざる歟、又彼國にても窃盗等を爲すものは必らず手が長かしと云ふ、我國にても昔より斯く云ふ事なるか、此は手が長きか爲めに窃盗を爲すもの歟、但しは窃盗を爲すために手長く生したるか、兎に角犯罪と体格とは必らず關係を有するものと思はるゝに依り、當局者たるもの在監人に就て犯罪者の特性及ひ職業生活の程度犯罪の種類及手段犯罪の原因及犯數又は年齢等を區分したるものに、其身材及体量等を四五級に分ち、尚ほ出來得べくんば此標準に倣ひ、普通人と對照せば、之か關係の有無を知り、併せて人類學上の好資料たるへきなり、

◉食堂會議

獨逸及ベルジックに於ては、典獄か毎朝出勤せらるゝと、先つ第一に看守長其席に就き前日來の執務の狀況を報告し、尋て書記か出頭するときは典獄は看守長より受けたる報告を通へ總て、諸般の事務上相談を要すへき事又は典獄の指揮を受くへき事等、總て其場にて決定する事と爲し居れり、故に執務中彼是往復談合する等に時間を徒費する事なし、我國に於ても近頃食堂會議なるもの行はれ居るに拘はらず、時に彼我の間を往復し又談合するに依り、一向其會議の効なきものゝ如し、殊に此會議に尤も必要なる議事錄曾て設け置さる所あり、又之か設けあるも筆記等不充全にして切角の良法も更に其効なく、即ち儀式的たるに過ぎさるものなしとせず、監獄の如く事務の頻繁なる又復雜なる所に於ては充分此會議を利用し、其繁累を省き、又其日誌の如きも其時々の事を細大となく簡明に記載し置くときは其監獄の好沿革誌となるなり、

◉犯則者の處罰

獨逸にて犯則者を調査するの方法は、看守に於て犯則者なりと認むるときは之を典獄室の前の廊下迄引致し其旨を典獄に申報す、典獄は直ちに其犯則者の面前に引見し、其看守を（工業に係る犯則なるとき）は工業理事之れに立會す）立會はしめ、犯狀を尋問し、厄時處罰を言渡すの例なく、余其犯則者を看しに、長縮して痛苦を感するの狀外面に溢れ、側らに看るも氣の毒の樣なりし、然れども其被罰者は典獄や看守を毛頭も怨むるか如き事なし、其被罰者の長縮して痛苦を感する所以のものは、敢て罰其物即ち減食や扉禁を恐れて然るに非らず、蓋し彼國にては典獄以下の吏員と囚人とに於ける平素は頗る親密に懇情を通じつゝあるに依り、其間常に和氣洋々たる恰も君臣父子兄弟の如く、又師弟朋友の如くなるも一朝犯則等を爲す時は其平和懇親忽ち破壞するに至るを以て、彼囚人は之を憂るに因るなり、是れ畢竟するに、個人的の所置の法行はるゝに因るべしと雖ども、又司獄官其人の老練と熱心とに因るなければ如斯なる能はざるべく、抑も懲罰の懲罰たる効用我國に於ても實に斯くあり度ものなり、併しながら一監獄に千人以上も拘禁する雜居房に於ては、至難なれども、兎に角之が局に該る者は出來得る限り、個人的の待遇を實行せざるべからず、若し夫れ在監人の多數や獄舍構造の不完全を理由として躊躇する時は、遂に其實行の期なかるべし、囚人を懲罰するに罰の種類が少ないとか又は輕易に過るとか云ふ論者もあるかは知らねども、此は肉体に伴ふ苦痛さへ與ふれば改心する者と考ふるに依るべし、如何に惡漢のものと云へども、固と之れ有情の動物たるに相違なければ、單に肉体の痛みや苦みのために改心するものにあらず、否當に改良せざるのみなれば未たしもなれども、斯かる手段を用ゆる時は却て反抗の念を起し、遂に自棄自暴たるに陷入らしむるものなり、

◉所罰に對する注意

監獄衛生を完全にし在監人の健康を保全するは、取りも直さず、行刑の目的を遂するの手段として頗る大切のことなるは言を俟たず、獨逸抔にて典獄が出勤するときは、看守は各自の受持に係る囚人に給する水を容れたる壜と麵麭とを各々携へ來り、典獄の檢閱を經る事となり居れり、又彼の減食處分に就ては、國家が刑罰を執行するに、斯かる健康を害するが如き危險なる罰を行ふの權利ありや否に就き隨分議論の喧しき事なりしが、未だ全廢するに至らざれども、成るべく此罰に處せざる事としあれば、今日に在ては一の威嚇的飾物に等しく、偶に之を執行するものありと雖ども、充分愼重なる注意を加へ、隔日毎に執行し以て身体に害なきを力めつゝあり、我國にては深く是等の点を顧みず、容易に之を執行するに依り、屢々減食に處せられたりと云ふ者を看るに、顏色は燃悴し形容は枯槁し、恰も餓

鬼界人より只今到着せりと云はぬ計りの狀態にして、迚も人間界の者とは受取り難きもの往々あり、之か即ち懲罰の結果かと思へば轉た感慨の情に堪へざるなり何んとなれば處罰等の結果として遂に不起の者たらしめん歟、少しく極端かは知らねど、忌憚なく云はしなば、司獄官は取も直さず我儘勝手に死刑を執行する者即ちエンゲル氏の所謂異名の死刑執行者たればなり、庶幾くは之が當局者たるもの、徒らに法のために役せらるゝとなく、巧みに法を應用し、以て万か一にも異名の死刑執行者とならざらんことを

◉司獄官の全能

歐洲に於ける司獄官は自己か責任に屬する事務に就ては、最も嚴正に權限を確守し、彼我の間相侵し相侵さゞることを爲さゞるも、其司獄官たる資格に就ては職分、即ち監獄全体の事には又善く通曉す、其平素執る所の事務は會計にもせよ、又工業にもせよ、時々監獄を巡回し、囚徒の取扱の方法より其性行幷に戒護の如何に至る迄知悉し居るに依り、何時他の分課を命せらるゝとあるも毫も差支なきのみならず、日々の司獄官會議に臨み賞罰其他に就て下たす處の斷案は、善く其旨緊に該り、一も失當なるとなく、宜べなり彼國の此會議に重きを置く又故あるを知る、我國の司獄官なるものは、或る一部の分任を受くる時は他の事務には一向無頓着にして、又敢て之か責任なきものゝ如く思ひ居るより相互の職責を相浸し相浸さるゝ事あるも、又恬として顧みる所なく、平氣に澄まし居るに拘はらず、却て職權外即ち自己か資格以外の事に、無暗夜鷄に喙を容れ口角泡を飛ばして、爭ひ騷き肝腎の事務を停滯せしむるとあるが如し、是等は改むるに敢て六ヶ敷事に非らざれば速に反省する所なかるべからず、

◉個人的の視察

近年監獄改良との呼び聲頻りに高く、而して其手段方法たる千差万別、人をして容易に之れに答ふるを得ざらしむるも雖ども、其目的の歸着する所を一言以て掩へは、即個人的所遇を完全に執行するに在るのみ、此個人的執行に就ても種々の取扱方法あれども、兎に角司獄官たるの職に在る者は、擧て在監人の個人的に詳察熟知する事誠に肝要なり、今日個人的所置杯と云ふ事を持出すときは我司獄官等は異口同音に云はん、外國は兎もあれ、我國の如きは多數の在監人を一所に拘禁し且獄舍の構造が不完全なれば云ふべくして行ふべからずと、成程在監人の多きや獄舍の不完全は之か執行上困難には相違なし、然れども監獄改良の目的已に爰にありとせば、假令在監人多く又獄舍構造不完全なりとも、出來得る限りは着々之れに歩を進めずは叶はざる筈なるに、我國の實況に依れば、司獄官は典獄看守長等の二三者の外監房等を巡回するものなき如し、甚しきに至ては夫れすらも極めて疎にして、毎日多くの時間は印押しや小言に日を暮らし、漸く一周間に一回か二回を儀我的に巡回するに過ぎざるものあるとか又個人的所置に片時も缺くを得ざる彼の身分帳の如きも利用するを知らず、隨て其整理不完全にして常に之を厄介物視するも亦少なしとせず、今日獄舍改築の必要なる勿論にして、我國にても、早晩之か實行を視るに至るべきは信して疑はざる所なれども、之か負擔は國庫費と地方費とを問はず、現今の財政又俄かに之を實行する容易に出來難し、然るに若し手を束ねて其期を待つものゝあらんか、誠に沙汰の限りと云ふべくも、眞逆に去る氣長き司獄官のあるべきなきを信ず、兎に角今日の如く惑者の外は朝から晩迄字を書き判を押し

さへすれば其職務足れりと思ひ居る如くにては、分房監が出來たる曉には俄かに目の前に露はれ出てたる譯にて差付應用上に困るべければ、其準備又は練習と思ひ、今より司獄官の稱あるものは擧て四人乃個人に詳察熟知する實行に着手せられ度ものなり、尤も多數の四人か大底雜居なれば迚も完全の事は六ヶ敷も、典獄以下十人の司獄官ありとせば、平均十名つゝとするも百人位は個人的に視察か出來ることにて其効は著大なるものと思はる、

◉在監人の落書

在監人を統御する秘訣とも言ふへき事は、總ての事情を洞察し常に彼等に先つるにあり、果して然らば、常に善く彼等の一動一作に着眼し、其心底に潛む所と外形に顯はる處とを熟知し、彼等を進退指揮するに當ては常に彼等の急所を衝かさるべからす、其方法に至ては所謂臨機應變なれは、一々擧くる事は出來さるも彼等の好んて爲す所の、彼の落書の如きも、亦之か一材料なるへし、そは彼等の心底に潛む所の意思を發表するなれはなり、歐洲にては分房監には大底インキの類を與へあるも、雜居房には之を與へす、我國にては絶

書に墨汁の如き類は與ふるを禁しあれども、着衣の染料杯を絞り、小捻り等を筆に換へ、往々落書を爲すものあり、余曩さに外國に於ける落書の種類を調べしに、或は詩を賦し歌に謳する等、種々なれども其主旨を大分せば英國の監獄は食慾に關すること多く佛國は淫猥の情慾に關するもの多數を占め、又澳や露は大底悲壯豪放に類する事、例へば監獄杯は毫も怖るに足らず、眞の神聖は却て獄内の如き所に存し、眞神我等を善く庇護するものなりとか、若くは此世にては思ふ儘の惡事をなし盡くしたれば、此上は成世へ行き、惡事を爲すも又一興ならんとか言ふ如き類なり、墺國の人氣は概して豪放なれども露國の如きは例の虚無黨なる勢力強く陰然政府に反抗するの意思を懐き居るに依り、一層悲憤慨の語多きが如し、又獨逸は監房の煉化の色合や、又數量若くは房内を回歩したる數は三千三百五十回を爲したりなどと云ふ如き事なり、又佛國に今尚ほ保存し在る彼革命時代の牢屋や獨逸國前の宰相ビスマルク公が曾て學校に在りしとき、入牢したる獄舍杯を看しに、何れも慷慨悲憤の意を洩らしたる落書のありし事、恰も我國維新前後に在て國事のため捕はれて入獄したる者か賦詠したる詩歌等と誠に彷彿たり、其意蓋し國所時代及入情風俗に依り各々異なりと雖とも要するに彼等の云ひ難く、爲し難く、又官吏に對し求め難き事柄を落書するに非らざるなし、歐洲人は在監人の落書を以て其國の人情風俗を知るに足ると云ふと雖とも、余は寧ろ在監人の落書は監獄の程度と及其取扱方法の良否如何を知るに足るものと信す、何となれば英國又は獨逸の如き其改良稍寛全に屬したる處の落書は、食慾の如く又回歩の數煉化の色合の如き、極めて無味無邪氣なる言を云ひ、不紀律にして内外に情態を引誘するに足る佛國の如きは又之れに關する事を云ひ、墺や露の如く又往時の牢屋の如き取扱上其宜しきを得さる所に於ては、皆反抗の意を含たる暴言駡悟ならざるはなし、我國に於ては未だ是等の調査なきに依り、其多くの意思果して那邊にあるやを知るを得ざること遺憾なれ、依て將來之を認めたるときは抹殺する以前に於て、其全文若くは要領人名年月日等を簿冊の類に抜萃し置き度者なり、前述へし如く獨佛にては往時名ある者を繫留せし牢屋、杯を鄭重に保存しあれは其落書を蒐集する如きは又取て至難の事にあらざるへし、之れ他日事實的又自然的沿革誌たるへきなり、

◉紀律の普洽

近年監獄部内には紀律なる語頻りに行はるゝ樣なれども此紀律なるものは獨り監獄部内のみに限らす之を大きく云へは天地間の万物皆紀律に依り運行せさるはなし、殊に人間界に於ては大は國交際より小は個人の交際一家親屬兄弟の間に至る迄皆之れ片時もなかるへからざる事なり、若し此紀律にして人間界に欠乏せんか、孔子の所謂君臣父子長幼の序は忽ちに壞れん、天界にして一度紀律を失せんか河海山岳の動植物を始め万物皆敗類枯死すべし、抑も紀律なるもの、大切なる事又知るべし、畢竟彼在監人となるものは皆此紀律を破り其範圍外に跳躍せるものならざるはなし、色にもせよ酒にもせよ、又は財産其他喜怒哀樂の情に至る迄各々分に應する範圍内に於て之を節する寧ろ人間に欠くべからざる慾道なり、人の犯罪者と爲ると爲らさるとは、實に此範圍を超へると超へざるとの間、髪を容れざる程の分界ある計りなれは、頗る險呑なる街道にて、在監人となるものは皆足を此區域外に踏み出すの傾あるものなれは、我々司獄の職に在るもの在監人を感化とか懲戒とかせんとせば、須からく先つ彼等を紀律的御ち或る範圍内に堪へるの習慣を養成せさるへからず、否らざれは幾度監獄に拘禁するも隨て放免すれは隨て入監せん、斯く範圍外に超躍する惡例ある者矯を正するには迚も尋常一筋縄の手段にては六ヶ敷事なれば、造次顚沛の間一動一化仮令へ爪の垢程の鎖事なりとも一定の規則を設け以て之れに好習慣を附する事、誠に肝要なり、殊に之れか摸範たり、又師傳たる司獄官たるものは一家の整理より同僚間の交際上官に對する秩序職務の勤勉は勿論、被服姿勢動化言語に至る迄、皆悉く紀律的に適はしめ其實踐を彼等に示す事は實に大切の事なり、俗に云ふ人を使ふは使はるゝものより骨が折れるとは、蓋し是等の言ひなり、何んとなれば酒を暖めるには其酒に優れる湯を要する譯なれはなり、況してや一層曲れる所の頑兒の者を矯正する司獄官なれば、尚は幾層も彼れに優れる所の熱湯ならざるべからず、畢竟獨逸杯の監獄の速かに進歩したるは、國人擧げて熱心に之が改良に從事したる結果に外ならずと雖とも、彼國は元來全般に彼の紀律なるもの善く行はれつゝありしため、斯業改良の効果を速にしたるに相

違なし、尤も紀律なる語は一寸耳新らしく字句簡單なれは之を誤解し易く其結果は往々冷淡酷薄若くは無情等に變化する事あれども、獨逸の如きは此紀律中含有する骨髓とも云ふへき親睦及慈愛公平秩序及權利義務の如きものを巧みに應用して其間毫も誤る事なし、故に執務等に就ては頗る嚴格にして、相互の間は勿論上官の命なりと雖とも、紀律外に渉る事に就ては毫も假借する所なく諫爭し、一步も讓らずと雖とも各自宅に歸る時は同僚間は勿論其家族に至る迄少しも隔意なく談笑し遊戲する其親睦の狀實に親子兄弟も啻だならざる事にて誠に好ましき事に思ひしなり、尤も彼國にては看守に至る迄皆一棟の官舍に軒を並べ住ひ居り斯く親睦し居るにも拘はらず、金錢は勿論物品等に至る迄貸借等は嚴禁する所にして若し之を犯すものあるときは直ちに免職の處分を受くるなり、蓋し貸借なるものは一時は相互の厚意を通するが如くなれども、他日平和を破るの因となる事世間一般の事例に照らし明かなるに依る、我國にては官舍若くは之れに類する所に接近して居住する時は全僚間の交際は兎もあれ家族達の交際面倒にて動もすれば先其家族共の間に圓滑を欠きの意向能力等の如何を察して、豫め之か生業を搜索し、而して其業を授けたる後、必要と認むる時間其保護を繼續せしむ、又其心力の强健ならすして動もすれは二たひ罪科に陷るの虞あるものは、尙ほ之か保護時期を延長す、

然れども又一時の救護にて足るもの尠なからす、例せは器具衣服等の不足品を給し又は歸鄉の旅費を給するか如き若くは單に無形的の補助即ち其親族若くは以前の雇主との間に立ちて調和を計り以て一ひ絕へんとせし連絡を二たひ通せしむるの勞を取るか如きことのみにて十分なるものあり、

會社の事業如何を知らんと欲せは三年間の費額を見るより良きはなし

年度	衣服	食費	住居費	救助金及旅費	器具費	雜費	工場費	貯金	貸金
千八百九十一年	一四八〇五五	五八三七	三六〇〇	八七七	一四〇〇	二七〇〇	四三八〇	三九〇〇	三六〇〇
千八百九十二年	一八五六八〇	三六五三	二五六五	一八〇九〇	五七五〇	二八八〇	五六四五	一九〇〇	二七〇〇
千八百九十三年	五五〇〇	二九八三	二一〇〇	一五五〇五	六六〇五	四〇一〇	五九八五	二五〇〇	—

又保護人員を示せは

相互脾睨其間常に風波を生し、漸次增長して人縱を衝の策抔を講し、各自黨を引き遂に井戶端會議の問題に提出し、甲論乙駁勝敗を爭ひたる等之を主者に訴ふるり、又同僚間の不和となり官務の爭と化し、其極終に轉免沙汰となるの實例世間亦なしとせす、之れ畢竟相互の間紀律なるもの存せざるに因るならん、併し他官吏等の斯くの如くなるは未たしもなれども若し司獄官中去る事ありとせは彼不紀律なる在監人の摸範たり又師傅たるの職責に何を以て對ふるを得ん乎、

飜譯

◉各國獄制實話　其二

加地鈔太郎氏譯述

佛國ルーアン市に四徒千百三十餘人を容るゝ輕罪獄あり、同市には古來一の盛大なる保護會社ありて常に監獄を助けて放免囚の救護に盡す所少なからず、

典獄は同會社の幹事にして社員と共に此事に當り、囚徒の放免前より監內に於て已に其保護の業を始め本人

年度		千八百九十一年			千八百九十二年			千八百九十三年		
前年十二月三十一日ノ殘員		六二一	六六六	四九	八六六	七三三	一五二	一〇二五	八三三	一五六
放免囚ノ種類		假年志願及計	出獄人ノ兵役	男女囚	假年志願及計	出獄人ノ兵役	男女囚	假年志願及計	出獄人ノ兵役	男女囚
申込ミタル者		五五一	六六一	九二五	六五二	六六一	二六六	九一七	一一〇	二八〇
同年內ニ	採用シタル者	五五二	九一	三〇	六五八	六二五	九一	一一〇	一一〇	二八〇
	延期シタル者	〇	〇	三	〇	〇	三	〇	〇	六
	拒絕シタル者	〇	〇	三	〇	〇	二	〇	〇	一
殘員		二一六	七五五	一五六	一四二	一五六	一六七	一九六	八六六	一九九
除キタル者	立去リタル者	三	〇	三	四	六	三	四	〇	二
	處罰セラレタル者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
十二月三十一日殘員		八一六	七三三	一五二	一〇一五	八三三	一五六	一〇二一	一六六	一九九

前記の表に依れは食費に於て漸次減少を來せるを見るは是れ被保護者の減少に因るにあらすして監獄署の議に基き、從來各人に給與せし食物を爾後麵包のみに限ることゝなし、且其年齡男女及境遇等に依り之か差等を設けたるに由るなり、此の如くなしたる所以は放免囚に給與する食物を單に麵包の如き缺くへからさるもの

ゝみに止るときは、各人自ら奮て以て職業を索め、一日も早く之より優りたる生活をなさんとの念を起さしむの益あるに依ると云ふ、

會社の資金は政府、縣、ルーアン市の補助金、各員の出金、四徒出獄の際預入れたる工錢幷に前年度の剰餘金より成る、即ち左の如し

	千八百九十一年	千八百九十二年	千八百九十三年
資金總高	七、〇四五、九九	七、二六九、二六	四、三五二、九三
支出高	三、五四三、三三	四、三四三、三三	一、九五九、四一
殘高	三、五四三、九六	三、〇六〇、九三	二、二九三、五二

右保護會社の外尙ほ同一の目的を以て設立せられたる營造物あるも其救護の方法は同しからず、即ち或は夜間貧民を宿泊せしむるの屋舍を建て、或は一時之に産業を授くるの設備を爲すにあり、是れ犯罪豫防上大に効果を見る所なり

今ヘンゝレー夫人先縣知事夫人か官の監督の下にありて管理する所の夜間宿泊所に於て救助せし人員を示せば

千八百九十二年	男 九、五九六	女 一、五九九	幼者 四四三	計 二、一五九
千八百九十三年	男 九、九二一	女 一、二八一	幼者 三六〇	計 二、六五二

此人員の中五千二百四人及四千五百六十一人は土地のものに係り、其他皆外來人なり、

該宿泊所の規則として同一人は引續き三夜以上宿泊を許さず、而して爾後は三ヶ月の後にあらされは一夜、六ヶ月の後にあらされは二夜、九ヶ月の後にあらされは三夜の宿泊を許さゝるなり、

右兩年に於て宿泊者に給與せし食汁の總數は一萬二千九百二十九個及一万三千二百七個とす、又千八百九十三年中の諸費は四千八十五法十五山にして其總員一万千六百五十二人に對し一人平均三十五山に當る、

又授産所は近年の設置に係り犯罪の豫防事業を補充する最も有益なる設置とす、抑も授産所は一時職業を有せさるの徒に彼此の別なく一時相當の業を授けて以て其日の糊口及夜泊に差支なからしむるにあり、是種の會社に於て採る所の原則に依れは一日を二分し初の半日は或る勞働に從事せしめて相當の賃銀を給し、他の半日は本人をして相當の職業を捜索せしむるものなり、

千八百九十三年右授産所は千三百六十一人に對し九千七百五十六日分の職業を授けたり其賃銀一万二百八法に上れり、

同年に於て該事業に對する各種の寄付金は三万五千六百八十一法二十山にして其出費は一万九千八十五法十山差引き一万六千五百九法三十山の剰餘金を次年に繰越せり、

以上は佛國の重罪獄及輕罪獄に於ける出獄人保護事業の一例を示したるものなるか、尙ほ感化院にある幼者の保護事業の一端を左に示さんとす、

サンチレールなる官立感化院に於ては特別の保護委員會なるもの之に附屬せり、該會は出院者の一時に係るものと永遠に係るものとを問はす之を保護するを目的とするものにして、其地方の工業家、商業家若くは農業家に雇入の便利を與へ其被保護者を監督し雇主と幼年者との間に紛爭あるときは之を調和し又幼年者と親族との間に立ちて之か融和を計る等のことをなすものにして、要するに幼年者を精神的及實物的に保護するを務とするものなり、

千八百八十九年の省令を以て其委員を左の如く指定せり、

會　長　縣知事を以て之に任す
副會長　院長之に當る
幹　事　感化院の最年少の教員
會計役　同院の會計書記
委　員　民事裁判所長、檢事、豫審判事、郡總代、區選出縣會議員、治安判事以上各一人、他の縣會議員、縣内の市町村長及大地主以上各數名つゝ、

委員會は三ヶ月毎に感化院所在地に於て開會し、三ヶ月内に出院すへき子女に付評議するものにして、即ち之をして二たひ不良の行爲なからしめさる樣、萬般の豫防方法を攻究し、他の保護會社と連絡を通して之に依賴し、殊に他へ出行くものにして多少縣念の存するものに付ては、特に其他の保護會社に委囑する等の措置をなすなり、

委員會の資金は政府、縣及市町村の補助金、慈善家の金錢物品の寄付等より成る

千八百九十四年同會の救護せるもの二百二十三人にして其費用は總計二千七百八十三法余とす、之を區別すれは

救助金及奬勵金	一四一、九五
衣服及履物等の費用	一、五九三、二五
歸鄉旅費	四六、七五
郵便稅	七四、〇〇

同年內に他に雇入の契約成りたる者百十八人あり、其職業別左の如し

船頭	一人	大工	一人
牧人	四人	車工	二人
麵包職	四人	靴工	一人
亞鉛屋根職	一人	差物師	二人
農夫	六十四人	畫工	二人
商家手代	一人	鋸工	三人
植木職	十三人	錠前師	一人
左官	一人	家僕	一人
鍛冶工	十六人		

佛國に於ける出獄人保護事業は土地に依り自ら廣狹盛衰の差なきにあらずと雖も、要するに其概要は以上の數例にて之を知るに足るを以て餘は之を贅說せず、

白耳義國に於ける出獄人保護事業

千八百九十三年白耳義國に出獄人保護會社二十五ありて凡そ各裁判管區內には二區を除くの外。必らず其設けあらざるはなく、而して其保護事業に從事するもの四百二十五名に上れり、

其他に尙ほ幼年者及出獄人保護會社聯合會なる者あり是れ各會社間の關係を保ち相互に其經驗を利して以て出獄人及感化院より出る幼年者に授産の便利を與ふることを期するが爲めなり、然れども各會社は其組織及事業に於て固より相獨立したるものなり、今左に一例としてリエージュ市の保護會社の事業を畧述せんに

會社の目的、該會社は年齡と男女との別なくリエージュの監獄に於て刑を執行せられ又は執行しつゝある者幷に幼年犯罪者にして無罪の宣告を受け政府の處分に任せられたる者に對し、左の目的を以て保護するものとす、

一在監中時々監房に就き囚徒の改悛を計ること、

二出獄者に對しては第一に必要缺くべからざるの物品を給與し、且つ方正に生活し得べき職業を授けて以て良民に還らしむること、

三犯罪を豫防し及犯人を改心せしむるに足るの方法を攻究し、就中貧民及囚人の移住を周旋すること

四會社の眞の目的は放免囚の保護にありと雖も、瘋癲院より出でたる者に職業を授けて以て生活の途を得せしむるに付、之が補助をなすことを得、

會社の組織、會社は一ヶ年少くも二法凡我一圓內外の出金を

爲さんと欲する總ての有志者を以て組織す、入會せんとする者は委員會會員の紹介又は會長への申込により之を許す、保護事業の管理は會社より之を二十四名より成る委員會に委任す、此人員の中に會長一人副會長二人幹事二人會計役一人及會計副一人あり皆委員會の互選に係る

委員會の職務及保護事業の施行方法　委員會會員は當該官署の允許を得て囚人に面接し之に戒諭を加へ、其出獄の後は正業に導くの準備をなす、即ち各囚に就き其能力。從事せんと欲する職業の種類、家族及其住所、幷に自ら居住せんと欲する場所等を尋問す、又典獄、敎誨師等に就き保護上必要なる事項即ち犯罪の種類、原因、刑期、囚人の性質幷に在監中の品行等を調査す、若し委員會に於て相當の者と認むるときは、囚人の家族に連絡を通じて以て出獄の際保助を得るの途を開き置き、又豫め出獄者の爲め職業を索め置き、出獄の際直ちに正業に就かしむることに注意す、又必要と思惟するときは出獄者の爲め警察監視の免除幷に一般に禁止せられたる場所に居住し得るの許可を請ふことを得、

又囚人出獄の時より適當と思はるゝ時間、之に衣食住を給す、食物及住居を給するには出獄人に之が證券を附與して以て其指定したる家に到り之を受けしむ、委員會は正當に生活し得べき職業の搜索には全力を注ぐものにして、若し其以前既に職業を有せしものならば其入監以前に從事せし場所に復歸せしむるやう之が斡旋をなし、若し囚人の所持金にして不足なるときは、委員會は其就業に必要なる器具購求費の全部又は一部を補給す、而して其保護の繼續する間は委員會は恰も自ら其業務を管理するが如くし其收入の如きも一部は之を勞働者に給し、一部は會社の金庫に納めしむ、

會員にして自ら望むものは之をして委員會の指定する出獄人の保護者たるの任を負はしむることを得、此場合に於ては常に訓諭を加へ品行を監視し及職業を搜索するの義務あるものとす、又其世話に依托せられたる被保護者の行狀に付時々委員會に報告せざるべからず、

委員會に於て必要と認めたるときは、場合に依り、出獄人を救育院又は乞丐院に入るゝことを得、又他

の慈善的營造物と連絡することを得、若し委員會に於て出獄人が其授けられたる作業を拒み到底正業に就く能はざるものと確認するときは、豫告の上之が保護の謝絶を申渡すものとす、

會社の收入　會社の收入は會員の每年の出金、該事業を贊成する有志者の寄附金、及勸財募集金より成る、

雜件　委員會は會長の召集に依り每月一回集會す、會員の多數出席するにあらざれば會議を開くことを得ず、出席會員の多數の承諾あるにあらざれば議決することを得ず、

每年會社の事業報告を公けにし、且つ之を各會員に配付す、

（未完）

感化保護

◉東京出獄人保護事業創立半年報

（前號の續き）　原　嵐　昭

工　錢

寄宿者各自の收入工錢總額

二月中	三月中	四月中	五月中	六月中
一七八九七八	一三九四五	一二四三	一三四四三	一三三三

說　明

最多額を得たるものは大工建具工にして一人日給金五十五錢、最少額は日雇にして一人日給金三十錢、常雇のものは一人日給金二十五錢、月給の者は先方にて食事仕着持ちにて二圓以上六圓なり、頑聾者の野店理髮、盲人の按摩業、是亦食費を償ひ自用を辨する收入をなせり、一人の癈疾者はブリキ細工一人の癈疾者は小使に雇はれ共に自活せり、

平均一ヶ月一人の收入最多額は十六圓最少額は六圓なり、

貯　金

二月以降漸次蓄積して最多額に昇りしものは携有金を合して七十五圓最少額なるは盲人の外は悉く五圓以上の貯蓄をなせり、

貯金は嵐昭の保管するものなるにより之を嵐昭の引受預込となせり、依て預込は本人より爲すを得るも拂戻は嵐昭の印判を要するものとなし通帳は常に本人之を所持す、

總て各自の收入金は入浴理髮衣服等の必要費金の外は悉く貯金に預け込むものとなせり、寄宿者は各自立身の準備をなすにより四季の衣服夜具等を漸次に整のゑ一家を構ゆる用意をなせり各自の希望亦こゝにあるなり、

寄宿費

寄宿者に係る費用を分つて二とす、保護事業全般に係る費用は此に包含せず

寄宿費　是は家賃（一ヶ月金二十圓なり內三圓は家族十人分として原嵐昭より支拂へり）石油、炭、消耗する家具什器、臨時布團損料、筆墨用紙、郵券等なり六月は一人につき金四十五錢なりし、

食費　是は飯米、野菜、魚肉、薪炭及賄方給料（月給金八圓）等なり、之を人頭に割合へり六月分は一人につき金三圓三錢なりし、

二月分	三月分	四月分	五月分	六月分
寄宿費食費共一人分	三〇〇〇	三四〇〇	三三五〇	三四八〇

說　明

寄宿者の食事は總て習慣に從ひ親方先にて食事をなさしむ、業種により其義能はざるものに限り便利上舍內にて食事を爲さしむるものとす依て之を普通の賄になさす恰も共同自炊とも云ふべき樣に致し相當なる一人を互撰して炊事に當らしめ一切の費用は人頭に割合ふ者とす嵐昭は物品及金錢の出納には監督をなせども米菜の精粗甘否は總て寄宿者の合議擇嗜好に任せり、

米は下白米を用ひ、朝は汁漬物、晝は野菜漬物、夜は野菜又は魚肉漬物とす五ヶ月間の平均によれば一日一人の食米は六合四夕强なり、米菜代及寄宿費を合算すれば平均一日は金十一錢五厘なり、理髮湯錢は各自支辨、室內の炭茶は各室員の分擔なり、

寄宿舍

場所　東京市神田區南神保町八番地所在借家建坪百坪

寄宿室五ッ間（七十三疊）　新繪讀書室一ト間（八疊）

對客室一ト間（五疊）　喫飯室一ト間（七疊）

事務室一ト間（四疊）　炊所一ヶ所

玄關一ヶ所（六疊）　納戸二タ間（十二疊）

說　明

本事業のために群衆雜居の寄宿舍は弊害を醸成するに

容易く最も注意を要するものと認む、予か之を設立せしは實に止を得さるによれり、幸に今日までの經歷を見、且つ今後予か理想の建物を得るに於ては弊害を見ると無く正に之に由て本事業を助くるものと信せり。本事業のために寄宿舍を要する所以のものは

第一　被雇者と雇主の間に信用を作るまて寄宿なさしむるためなり。實に出獄人のために適當にして且つ予の信するに足る雇主を求むるの困難なる事は實際に當て始て知るものあり、經驗によれば雇入を承諾なすもの十人ありとも實際之を使用する者は四人乃至五人の外は得られさるなり、斯の如き有樣なるにより雇入を承諾するとも直には宿泊を許さず、勢ひ相互の信用を生するまては寄宿舍に置て被雇先へ通勤なさしめさるを得ざるなり。

第二　初めて保護する者の人爲品行技藝の巧拙を査定するためなり、保護者は確かに被保護者の人爲品行を知悉せさるべからず依て若干時日之を手近かに置きて試るは實際上止を得ざるなり。

第三　資力乏しき者及ひ仕事先きにて食事を致すと能はざる業種の者のために廉直なる炊事を取らしむるの爲めなり之を他所に於て喫食なさしむれば如何しき賣店一膳飯によるものとなり衛生上に懸念あればなり

第四　被雇先より引取たる病者のため又盲聾瘖疾者のためなり、予の保護なしたる者は全然必用ありて保護を致したるものなれば親戚故舊の便るべ無き人なれば病氣の時は勢ひ寄宿なさしめざるを得ざるなり。

○本寄宿舍の場寄は其き先神田美以教會の假會堂なり本事業創設に際し本多庸一君の厚意により同教會は之を貸與せられ且つ同教會の教役者岡田豐治君生江孝之君をして事業を輔佐なさしめられたる事は予の深く拜謝する處なり由之二月より五月中旬までは無代にて之を使用するとを得たるなり。

衛生

神田區北神保町神保醫院は特に本事業を賛助せられ寄宿舍創立より始終寄宿者の病ある者のためには懇ろに治療を加へ藥餌を與へ施療せられたり、創立の際は折節天然痘流行時なりしにより特に注意を加へられ入舍員百有餘人に種痘を施されたり、依之寄宿舍員は流行病の災を免れしのみならず幸に總ては健康の方なりし。

神保醫院長鈴木篤三郎君は屢ば舍内に臨み治療せられ且つ一夕は舍内へ顯微鏡を携ゑられ各種流行病の黴菌を現示し傳染病毒の恐るべき衛生講話を致されたり、是れ本舍衛生のために實に容易ならざる補益を致したり。

寄宿舍創設より二人の死亡者あり、一は肺患に罹り赤坂病院に於て一は左股關節炎に罹り醫科大學第二醫院に於て懇篤なる施療を受けたるものなり、第一の者は親戚ありて其墓地へ墓二の者即ち百三十日間入院施療を受けたる者は無籍者なりしにより嵐昭の家族として一家の墓地へ埋葬す第二の者の爲めには病院より祭祀料金三圓を惠與せらるる之に本人の貯金殘四圓五十八錢及寄宿舍員の弔慰金一圓四十九錢を以て石碑を建立したり。

事業費

二月以降吾が出獄人保護並寄宿舍建設のため募集したる義捐金中より左の出獄人保護費を支出す

事由	二月	三月	四月	五月	六月
被保護者自宅訪問車代及通信郵稅	二圓九二〇	七八二〇	八三二〇	八四三〇	九七〇〇

書記生一人給料	二〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
盲瘖及重病者又臨時宿泊慕與寄宿費	—	一六二九七	六一九五	二七六二	四八〇	
雜費	五七三五	五〇〇	四四八〇	二三九五	三四三〇	
經常費合計	—	三二五二七	二三九七五	二〇七八六	二〇六一〇	
備品購入費	二九六三五	五五〇〇	八二〇	二一六四〇	二一〇〇〇	
義捐金募集通信及奔走費	一七四六九	一五八三〇	八五〇〇	六六二〇	—	
教誨癘障等の參會雜費	—	—	二六六一〇	二三二五	一〇〇〇	
別途	三四一四七二	三七七二二	—	二七〇〇	四三四五	
臨時費合計	—	五九〇四二	二一九四〇	三三一九五	二六三四五	
總計	二八八三二〇	九〇五五九	三七九二五	五三九八二	四六九五〇	

備考　二月分の別途支出は大赦當時寄宿したる二百十八人へ惠與したる寄宿費（一人につき平均五十二錢）及ひ義捐金募集廣告趣意書印刷の費なり、三月分の別途は出獄人保護問題大演說會費なり五月分は地方所在出獄人通信費なり六月分は天刑病者歸國の旅費なり

支出總計金五百十七圓六十二錢

六月三十日迄の義捐金總額八百八十一圓五十八錢八厘

差引金三百六十三圓九十五錢八厘　殘高

說明

予は本事業のためには初めより此の一意を以て致したり、出獄人を保護するは心思行爲の力によるべく金錢の力に賴むべからずと故に重病者又は老衰癈疾等の全然資力無きもの、外は外は一錢の金、一掬の食だも與へざりしなり。

二月中は大赦當時のことして同時に數十人を保護致したるとなれは寄宿當初の三日間及數日間の寄宿にして歸國したる者なをよりは其費を償はしめず蓋し之を償はしめざるに寧ろ保護の實力あるを認めたるに由れり二月中の惠與寄宿費を人頭に割れは一人につき金五十二錢なりし三月四月になりて其數を減んじ五月に至ては若干の病者と盲人の按摩修業入塾食料を拂ふたるとに止まり、六月に至ては少許の病人費の外は無し此月は盲人も亦自活するを得たるものなり。

備品購入の項に於ける百六十八圓六十一錢五厘を以て大淸園五十七枚　蚊帳大小九張　其他の家具炊具を整へたるものなり。

宜敎師ガルスト君より人力車一輛數物一枚グリイン君より人力車一輛を寄附せられたり。

以上

參照

○原寄宿舍維時規約

一本舍を寄宿舍と稱す

一本舍は原胤昭の出獄人保護事業を贊助し之を繼續維持するを以て目的とす

一本舍事業のため多少に係はらず金品を義捐せらるゝ者を以て贊助員とす

一贊助員中より若干名を依賴し協議員と定め舍主の協議に與り事業を補翼し會計査閱の任に當るものとす

一舍主及協議員は每年一回事業及會計の報告をなすものとす

○協議員（いろは順）

本多　庸一殿　　子爵　岡部　長職殿

小河滋次郎殿　　清浦　奎吾殿

三好　退藏殿　　島田　三郎殿

伯爵　土方　久元殿　　鈴木　眞一殿

注意

本事業の通信等は總て東京市神田區南神保町八番地原胤昭宅にて取扱申候

爲換は東京一ツ橋通り郵便取扱所へ御振込可被下候

質疑應答

◉應答

◉第百三十八號の進正に答ふ

在東京　洋々散士

實疑の要點を約言すれば、本人の知らざる中に徵兵令違犯の欠席判決を受け、其の判決確定し、到の執行を受くるに及び、始めて欠席判決ありし事を知れり、此の場合に再審若くば、非常上告の原因となるや否やと云ふにあり、本問題は事實あり得可からざる疑問なり、何となれば本人は知らざる中に欠席判決確定せりと云へり、抑も欠席判決なるものは、本人へ告知の上三日を經過し、初めて裁判確定す可きものなり、故に刑の執行を受くるとき初めて欠席判決ありたる事を知る可きの筈なし、然れども假りに此の如き事實ありとするも、刑事訴訟法第三百一條第一號乃至第六號に相當せざるを以て、再審の理由とはならず、然れども同法第二百九十二條に法律に於て關せざる處爲に對し云々とあり故に非常上告の理由とはなるものなり

◉第百三十九號雲突生に答ふ

在東京　洋々散士

給與工錢を以て、控訴豫納金に充つる事を得るや否やと云ふにあり、抑も給與工錢は監獄則に指定しある如く、獨りに之を豫消する事を許さず然れども豫納金なるものは直に豫消するにあらず、只濫訴を防遏するが云ふ一の擔保に外ならず、而して囚人は其の餘罪事件に就て自己の權利を主張するに外ならざるを以て、給與工錢を控訴豫納金に充つるは敢て不可なしと思考す

◉第百四十號雲突生に答ふ

在東京　洋々散士

實疑の要點は清國人我監獄に入り囚人となりたるときは辮髮は短薙せざるも可なりやと云ふにあり、散士は以爲らく我監獄則の明文に基き、辮髮を短薙するを以て至當と思考す

◉第百四十一號半可生に答ふ

在東京　洋々散士

初犯、再犯、習慣犯囚の著明なる改悛の情とは如何なる現象なるやと云ふにあり、是等の事は一言にして明答し得るものにあらず、當局者の心中に於て或る行爲を認めて、此の行爲あるを以て改悛せしものと云ふ一の心證の起りし行爲を爲したる事實を著明なる改悛と云ふ、故に豫め此の行爲は改悛の狀ぞ一定と置く事能はざるものなり、何なれば心證は其の人々に依て異るものなればなり

寄書

◉囚徒感化に就ての卑見　大和如水生

囚徒をして改過遷善せしむるは感化の二個に外ならず而て感化の

方法に至ては更に之を二個に區別することを得一は看守自ら善事善行を爲して囚徒に示す可き事一は宗教に依て專ら感化せしむ可き事是なり凡人は外物の刺戟に依て感奮するものなり故に看守に於て美事美行を爲さば囚徒は遂に之に感じて自ら善人となる事あり第二宗教に依て感化せしむるは一に教誨師の任なり然れども教誨師は校舍の眞師の如きものなり眞師如何に溫藉篤實なるも家庭の教育行き届かざるときは眞師も亦如何ともすること能はざるなり監獄に於ける役場監房は猶一個人の家庭と云ふも不可なし看守たるものは囚徒に對するの父母たり嗚呼其の父母たるもの宗教心無くして可ならんや此の宗教心を以て囚徒を感化し教誨師の足らざる處を補ふは亦看守の責と云はざるを得ず滿天下の看守たるもの宗教は一に僧侶の專任事務として恬然顧みざるは誠證の甚しき者なり看守自全身を折牛せらるゝ可し學身は宗教的として任あり半身は戒護的として責ある也若し之に反し看守にして宗教家たらずんば抑も看守を設置するの必要は何處にあるか凡そ職を監獄に奉するものは直接と間接とを問はず囚徒をして改過遷善せしめ再び入監せしめざるにあり然るに事實は之に反せり見よ本年　英照皇太后皇の崩御あらせらるゝや恭くも大赦減刑の恩典ありて之が恩典に浴するもの數万人而して直に出監したるもの一万餘人是等の出獄者は日ならずして續々再び入監の怪を見る抑誰の罪ぞや思ふに出獄後自活の道を得る能はざりしものあらん然れども亦在監中看守者の之に對する感化實を得ざるもの多々あらん彼の北海の寒月に多年吟呻したりし者が出獄將に鄉土に歸らんとするの途上入水して赤心を表白したるが如きは眞に改過遷善せしものなり然るに彼は何故自殺せしか歸るに家なく親族故舊の訪ふもの無きや否や自活の道を求むることを得るや否や甚尠を思ひ來れば千憂万慮遂に自ら死を決するに至りしものならん故に法律は在監人に自活の道を得せしむる事を規定せり然るに事實は之に反して工錢の少き藥工又は之に類似作業の跡を絕たざるは暗々裡事ならずや嗚呼彼の囚人を感化するは作業と相俟て好果を奏す可き者なり彼の業工の如きは應に四方に起り爲めに肺病患者をして多からしむ豈に謹まざる可けんや

◉器械力の發達と囚徒の關係を論す

在大和　如水生

若し器械力の發達をして、人間の勞働を省減せしめ、延て犯罪の已むなきに至らしむる者多からしむるとせん乎、吾人は器械力の發達は、國の文明を意味すると云ふを疑はざるを得ざるなり、何者の器械力の發達する丈け、夫れ丈け人間の勞働を省減する丈け、夫れ丈け犯罪の已むなきに至らしむるもの者多からしむるならば、夢ゝ器械力の發達は歡迎すべきにあらず、否器械亡國論を絕叫すべしミルの曰、器械、果して人間の勞働を省減せざるや疑ふ可し、と同感なり一見すれば機械の使用は、人間の勞力を節するに相違なし、故に機械の使用愈多ければ、要する時間愈少なし、勞働の時間を減ずるは仕事を奪はるゝ勞働者愈多きを意味するなれ、去り乍ら事實は器械力發達する丈け、夫れ丈け人間の仕事を激しくせり、今や鑛山に於ける鐵道に於ける多くの勞働者は、夜を徹して働かしむるにあらずや、人間を自由にすべき機械をして、人間を奴隷かの如くに爲しむるにあらずや、知るべきのみ機械力の發達は犯罪の一原因にあらざるを、彼囚徒六尺鍵鬱の体起たば以て異るべし、何を苦て犯を累ぬるの痴を學ふべきかは、吁年々歲々統計子は吾人に累犯者の累加するを紹介せり、已に機械力の發達は犯罪の一原因ならざるの知らば、吾人は監獄官吏に望あるなり、獻身的事業として勵精せしめよ、仁愛的感情を愈發揮せしめよ

◉勅令第二百十五號の警部監獄書記看守長特別任用令を見る

洋々散士

巡査看守在職三ヶ年以上にして、精勤証書を有し現に其の職を奉するものは實務の成績を考査し、及學術を試驗し巡査は警部に、看守は監獄書記看守長に任用する事を得る旨を、勅令第二百十五號を以て公布せられたり、而して是と同時に、現に五ヶ年以上看守を奉職し精勤証書を有するものは、看守長に任用することを得る明治廿三年の勅令第百四十六號は廢止せられたり、散士は爰に之が批評を試みん、併て之が解釋を試みんと欲す、從來監獄書記の特別任用令無かりしは、識者の遺憾とする處なりしに、本令に於て監獄書記にも任用することを得る旨を規定せしは尤も至當の事なり、只遺憾とするは監獄署屬にても、三ヶ年勤續したるものは學術を試驗したる上、監獄書記に任用することを規定せざりしことは是れなり、而して舊令に依れば看守五ヶ年を勤續せざれば、看守長に任用することを得ざりしを、本令に於て三ヶ年として且つ試驗を施したる上任用するとせしは最も肯綮を得。今爰に看守長に任用し得らるゝ資格のものを揭ぐれば左の如し

第一、本令に依て看守在職ヶ三年以上にして、規定の試驗に合格したるもの

第二、明治廿六年勅令第百八十三號第二條第一項文官普通試驗を經て合格証書を有するもの

第三、全勅令滿三年以上文官の職にありたるもの（特別任用の規定に依り在職したるもの并に教官技術官の在職年數を除く）

第四、明治廿六年勅令第百十六號第一條に依り、文官普通試驗委員長の詮衡に依りたるもの（但し十二月末滿の看守長なる事）

看守長に任用する場合は、以上四個の場合のみなり、然れども本令實施の上は、第四の場合は可成適用せざるを可とす、從來第四の場合を適用せるは、蓋し已むを得ざるに出でしものならん、今本令の監獄書記及看守長に任用する事を得る條件を揭ぐれば

第一、看守在職三年以上にして現に其の職を奉じ居る事

第二、看守の精勤証書を有し居る事

第三、實務の成績及學術試驗に合格したること

然るに爰に數個の疑問を生ずれども、右の條件に比較し研究すれば、一目了然たり依て單に之が問題のみを揭げん

一、看守三年以上奉職し、現に十二圓未滿の看守長を奉職し居る者は、本令に於て試驗を經ずき資格ありや否や（五ヶ年を經ざれば十二圓以上の判任官となる事を得ずとの制限を免る、爲め）

二、雇員より直に十二圓未滿の看守長に任用ぜられ、現に三年以上看守長を奉職し居るもの、本令に依て試驗を經ずき資格ありや否や

三、再度看守に奉職し居るもの、以前の精勤証書及び以前の年限を通算せば、三ヶ年以上となるもの本令に依て試驗を經ずき資格ありや否や

四、本令の資格のあるもの、他府縣監獄署に至て試驗を經ざる事を得るや否や

五、本令に依て看守長、若くば監獄書記に任用せられたるもの、他の官廳の判任官に轉任する事を得るや否や

費士は右の場合は凡て不可なりと思考す、會員諸君明論卓説あらば敎示の勞を與へよ

◉監獄幻燈設置の必要

洋々散士

監獄は犯罪人をして、改過遷善せしむる場所なるを以て、之が建築も完全にし、司獄の局に當る者は誠意熱心刑の執行を誤らざる事に汲々たるを可きは、固より其の職責なりとす、然れども如何に、監獄の建築美なりと雖ども、亦其の刑の執行肯綮を得ると雖ども、監獄は孤立して再犯を防遏せんとするは、到底望む可からざるものなり何となれば、監獄に於ては既に改過遷善の人を化し去ると雖ども、一朝社會に出づるや、偖る可きの視聽故舊尚ほ之を近けざるものあり、況んや他人をや、而して就中鰥寡孤獨の者に在ては、如何に正業に就かんとするも、其の道を求むる事を得ず、飢餓相迫り寥々座して死を待つの君子にあらざるよりは、再び犯罪を爲すに至る、之れ止むを得ざるに出づるものなり、此の止むを得ざるに出でしめたるものは、蓋し出獄人保護會の設けなき所以なりとす、依て出獄人を保護す可きは、蓋し社會事業にして、到底一個人の能くする處にあらざるを以て、須く官民共同一致して、出獄人を保護するの道を講ぜざる可からざるなり、見よ歐洲各國に於ては、到る處出獄人保護の設けありて、政府及市町村自ら進で、此の慈善事業に對する保護の厚き事を、然るに我國に於ては、此の如き思想は民間に於て甚だ乏く、殊に監獄の何物たるやをも解せず、又出獄人保護の如きは殆ど對岸の火災視するの有樣なり、豈に慨嘆の至りならずや、彼の監獄に集容する四人は、府縣地方稅に依て生計しつゝあるものなり、故に一人の犯罪人をして、能く正業に就かしむる事を得ば、一日貳拾錢一ヶ年に於て七拾參圓の地方稅を減少するの割合に至る、加之ならず若此の無用者有害の惡漢無類の徒をして、正業に就かしむるの結果、其の得たる處の利益となりて世は、豈に國家經濟に於て莫大の利益を得ずと云ふを得んや、嗚呼此の如き利益ありとせば、出獄人保護は一日も怠諸に附すべきにあらざるなり、然れども如何せん、民間に於て出獄人保護の必要、及び監獄の何物たるやを知了するにあらざるよりは、到底其の目的を達する能はざるなり、之を知了せしむるの方法は他にあらず、幻燈を以て監獄の實況、若くは歐洲各國に於ける、出獄保護場の現況を編はし、加ふるに之が譯話を爲し、民間の諸士をして之を一見せしむるの機會を得せしめなば、蓋し百聞は一見に若かざるの格言の如く、豈に多少出獄人保護奬勵として、出捐するものなきにあらざらんや、此の義捐金に依て出獄人を保護するの道を講ぜば可ならん、依て予は出獄人保護會設立の階梯として、監獄幻燈を設置し、請ふ隨より始めの金言に基き、監獄署員の醵金を以て、幻燈及び之が材料を購求するの費用に供するの計劃を爲さば、職を監獄に奉ずるものは、間接と直接とを問はず、在監人を改過遷善せしむるの徑路にあるものなり、宜く國家的觀念を以て、社會の各府縣監獄署にて、監獄幻燈を設置せられんかを就士は翼望するものなりと云爾

◉警視廳鍛冶橋監獄署を觀る

在東京　洋々散士

散士本年七月、憲業を去り內務省に轉ぜしを以て、一度鍛冶橋及び巢鴨の兩監獄を見んと欲して未だ果さず、偶九月一日より一週間の休暇を得たり、然るに紅塵十丈殘暑慨くが如く、蟄居座するに處なく煩悶措く能はず、是に於て斯一日の閑を以て、鍛冶橋監獄を一覽せんと欲し、九月三日早起し腕車に乘じて、入重洲町に至る即ち事を停め監門に入り刺を通ず、第一課長中村襄君來りしを以て、第二應接所に於て面語す、時に他に一人の課長に面會を請ひしものあり、其面會の理由を聞くに曰く、予は一昨日來りて被告大越某に面會せんとして番號札を受けし處、三十八番にして遂に時間內面會するを得ざりき、而して昨日も果さず、本日三日目にして又四十三番の札を受けたるを以て、本日も或は時間內に面會するあらざるを恐る、而して予一人のみにあらず、終尾の番號は七十餘番なるを以て、殆ど半數は面會するを得ざらん、願くば二ヶ所に於て面接を開始せられたしと、中村君は懇懃之に答へて、被護者の都合次第にて、成る可く便宜を與へんことを以てせられたり、散士以爲らく、鍛冶橋監獄署は他の監獄と異り、刑事被告人のみを拘禁するを以て、目的を爲し居るを以て、多きときは千人少き時も七百を下らず、從て面會者も多々あらん、是等の面會者を悉く滿足せしむる能ざる事、固より當然なりと雖ども、散士は其の面會の方法に就き、聊か冀望す可きあり、抑は他にあらず、被告事件に就き辨護士の面接を請ふものは、番號の順序に拘はらず、直に面接を許可し居るとの事故、是等に就ては聊も容喙するの點なし、其の他普通の面接に就ては、最初より一日間に面接を爲し得る人員を豫定し、其人員に對する番號札を人民に與へ、而して其の札を所持し居るものは、必ず其の日の中に面接せしむる樣に爲さば、遺憾なからん歟、現今の如く面會を請ふものに、悉く番號札を與へ終日待たしめて、終に面會を爲すを得ず、而して其の翌日又然りと云ふが如きは、果して如何なる利益ありやは、散士未だ之を發見せず蓋し散士が淺見の然らしむる處なり、既にして散士は第一課長室に至り、中村君と暫く獄事を談じ次に第二課長秋山平八郎君に面會せり、君が容貌親偉美髯莊々威儀嚴格にして、言語明晰起居動作自ら紀律あり、其の森嚴犯す可からず、此の容貌あり此の威嚴ありて、在監人を歸服せしめ、部下を統御するに足る、散士は君が二課長たるの條件を具備し、二課長に適合するの人物たるあるを確く信じて疑はざるなり、其の威儀の農格なる、彼の大阪府監獄第二課長として、令名高かりし永田直之亟君と好一對の人物なり、永田氏の青森縣典獄に榮進するや、部下の之を悲むこと赤子の慈母を失ひしが如しと聞く、散士は鍛冶橋監獄の爲に、秋山君の永く留任せられんことを祈るものなり、既にして散士は、秋山君の嚮導にて監房を巡回せり、同獄の構造は十字形にして二階建なり、其の洒掃の行き屆き居る豫想の外に出つ、彼の各地方の監獄の如き、監房に入れば一種云ふ可からざるの臭氣紛々たり、然るに此の獄や一點の臭氣なし、其の衛生上に於ける至れり盡せりと云ふ可し、此の日在監人八百三十七名にして、病者僅々十三名に過ぎず、而して十二名は入監以前よりの病者にして、監內に於て特發の病者に一名なりと、豈に驚かざる可けんや、各地監獄の當局者たるもの、及び監獄醫たるものゝ之に對して恥るなき歟、同獄の各地方の擡置監と等しく異なるは、房內に寢臺を敷き居る是なり、蓋し監獄則に刑事被告人の監房には寢臺を敷く事を得ると云ふに基きしものならん、是れ被告人に對しては、端坐に苦痛を感ぜず、誠に眞法なりと雖ども、從て他に物品隱匿の憂監房搜索の困難あらん歟、其の利害の如きは監獄則改正に於て、聆究す可きの必要あらんと思考す、監房巡回中一外國人の在房あり、其の氏名はエスセヒリームなるものなり、蓋し彼は條約外の外國人なりと、其の他有名なる政黨事件、森順正、御茶水事件松平義紀、鉄道管事件濱野茂其他總會議員等の在房を認む、既にして監內巡視を終り暫く第一課長と語す、聞く同獄數地は

申央停車場に相當するを以て、他に移轉せざるを得ず、然るに之に代るの敷地なき爲め大に困難を感ぜりと、嗚呼同獄の如きは實に全國の模範監獄と爲すべきものなるを以て、其建築の如きは充分焦心苦慮の上、建設せられんこと故士の衆望する處なり、今や同獄は小河典獄を失ひ、兼子の慈母に離れるたるが如き有樣にて、其の後任者を待つ孚魅の靈覺を望むが如し、故士は一日も早く適當の後任者を得んことを祈るものなり、何人が此の後任者たるやは、故士等の知る處にあらざれども、蓋し多年獄務に從事したるものより撰拔せられんか、既にして牛報の響に驚き、課長に別を告げ倉皇馳車に乘じて家に歸ると云爾

◉望蜀生君に寄す　雲　突　生

世に望蜀生となん呼ぶ人あり、太誰第四八號に於て巢鴨の一小僧君に一言を呈すと題し、一瀉千里の辨を振ひ、否な筆鋒を以て說き去り說き來りて余す處なし、然して其文意如何と云ふに、一小僧君は針小棒大的の書を以て、一般看守に濡衣を貢ぼすものなりとて、最つとも悪毒なる忠告文を寄せられたり、余は敢て一小僧君に御味方するものにあらず、又望蜀生君に敵視するものにあらず、只公平無私の眼を以て、自己の良心に問ひ感覺に訴ひ、公平なる斷判を下すに一小僧君は銳意熱心、才學共に備はる前途最も有爲なる斯道の良士と思考ぜらる、銳意熱心なるが故に言少しく過激に渉るの嫌ひなきにあらずと雖も、決して事實無根の說を捏造して、同僚間の親密な關係を破壞せんとするものにあらずと信ず、只々監獄改良上に妨害を加ひ、內地雜居も目前に迫り居るの今日にして、焦眉の急を願ざる無腸漢等に、十美の一醜に抹殺せられんとを惜みて、暗に諷し面に駁し或は忠告するも、悟さして願ざるを以て斯道のため、之等の妨害漢を筆誅せんと欲してなるへし、其言や實すへし其志氣や嘉みすへし

望蜀生君よ、試に小豆的の眼を以てせず、地球大の眼光を放ち拱手熟考能く全部の實況を看察せよ、獨り巢鴨に止まらず何れの處に於ても概ね一小部否な一二の獄は、同僚間の迷惑なる願みず慮病を擔ひ、籠城をなり書圖獄の如く編輯の如く、睡眠をむさぼり日既に西山に入りなんとする頃ほひより、雲を得たる龍の如く風を嘯く虎の如く勢を得、酒池肉林を列ね或は酌み或は眼ひ或舞ひ、又時として席亭を求食り矢場を荒らし其品行實に嘔吐に堪へざる痴漢のなきにしもあらずと聞く、今や時勢は一變して、牢番時代に疾く過ぎ去り、然かも十九世紀の今日に於て假令一二のものにもせよ斯る奴輩のありとせば、斯道のため慨歎せずんばある可からず、余輩固より淺學無才、敢て採る所なき木偶漢、然れども感情的な以て事實を曲げ言を左右する者にあらず、直言忌まず忠告吝まず、眼中職責あつて他あるを知らず、望蜀生君と偶々一小僧君の言過激に渉る逆耳な告ぞたまひず、自璞の一瑕千慮の一失は如何なる賢明の人と雖ども之を免るゝことを得ず、今一小僧君のために茲に辨護す、望蜀君一讀の衆を給らば幸甚

◉監獄改良の目的に付感動の必要說く

於京都監獄署　小林暨門散士

漠々たる天地の間、蒼たる宇宙の內、森羅萬象復雜混淆、或は喜ふへく慨くへく憂ふへく、或は悲むへき等百般の理想を腦裏に惹起するもの之を感動と云ふ、此感動に因て、決然事業を企つる者之を奮發と云ふ奮發して之を耐へ終に遂げ得たる所のもの之を成就と云ふ、故に一事一業を成んと欲する時は、必ず此階級を踐まずんばあらざるなり、實に感動は監獄改良を成就せしむる種子にして、奮發其幹支となり、其間幾多霜雪の著を經て、始て爛漫たる成功の花果々たる成就の實を結ぶもの也、嗚呼治獄改良の目的たる事業も亦至難ならずや、凡靈魂あるものは感動を生ず、人は靈魂あり故に人は感動を生ず、此論理を以て推すときは、人間社會に於て感動なきものは則死人なり、死人なれば則木偶に等し、一國人民舌監獄司獄官にして、或は喜ふべく慨くべく憂ふべく悲むべきことに過ひながら、之を喜ばず之を慨かず之を憂へず之を悲まず、茫然として無想覺なるときは則ち如何に之を評せん、其國の監獄を吊して死獄監獄なりと云ふも豈不可ならんや、死國監獄にして他國に向て、其の監獄の治獄改良を擴張すること能ざるは勿論なり、死國監獄にして自つから文明に際し治獄改良の開達を望むも、猶ほ木に仍て魚を釣るが如し故に監獄改良の目的に付感動の吾人に必要なること知るべきなり、夫れ感動の及ぶ事に遠く一國の盛衰に關するものなり、況よ明治の今日に至り治獄改良し、新天地を開きしにあらずや、此時にして若し感動なくせば、何ぞ能く今日の監獄改良なる天地を見ることを得べけんや、然れば感動は如何なるものぞ、苟も此修羅場に優勝者たらんと欲するものは、須らく治獄改良に付非常の感動を以て、非常の奮發を試みざるべからざるなり、試に聞ふ我國司獄官諸氏治獄改良せんと欲するなれば此の感動を有するもの果して幾人かある、大喝一聲高く呼ぶ無感動者の眼を覺ず

◉時感

東京專門學校々外生
長野縣看守　久保田熊三郎

吾が太日本帝國監獄界の歷史は、小河滋二郎氏の名を忘ざる可し、諺夜冷燈の下監獄界の前途に就て深神精思を凝さるか如き、實に吾人は氏の名を敬慕せざるなきを得んや、近くは太日本私立衛生會總會の席上に於て、監獄衛生に就て、諄々其卓論名說を述べられ衛生家補氏に注意を以てせられたるが如き其一例なり

熱々考ふるに、古より今日に至る迄て一として英雄豪傑の恩惠を享けざる者やあらに、格則究の英國に出ずるや突兀として平野より踏出したる孤峰に非ず、彼は宛も重疊たる連山脈中より隆起したる一嵩巒の如く、其の四圍皆山なり則ち格則究の出ずるや總ての人々な格則究となるなり、其兵卒の一人迄も皆格則究の心を以て心となす也、佛國の「ナポレオン」の如きも又然り、華聖頓の出るや亦然り、是れ何ぞ彼等人權愛護の一念存すること疑ふ可からざるを知らん、羅馬法皇の威權彼れの如く其れ高く久しきを持したる者豈偶然ならんや、我邦に於ても德川家康氏の如き、三百年の泰平の基を啓開たるが如き、民を思の念大人に通じ、亦彼れの威權も高く其れ久しきを持したる者、如何に吾人は英雄豪傑の恩惠に浴せざるなきを得んや

思ふて此に至れば、小河滋二郎氏の生産地たるや信州にして、信州之地たるや山を以てせんが淺間御嶽の名山あり、河を以てせんが天龍川木曾川あり信濃川あり、名山大山のある所、必ず英雄を生ずと實に吾人を欺かず

從四位源朝臣渡邊國武子且て詠じて曰く

信濃なる淺間御嶽の烟見て
　高く勇めるみいろもたばや

今回小河滋二郎氏政府委員として、歐洲へ赴かれ萬國監獄大會へ臨席せられ、其他歐洲各國の監獄の實況を見聞せられ、其の見聞せられたる議論を以て、今日道過する文明の世に鉄窓の內に繫がれ、共に盛世の方針に遂ひつゝある八万余の蒼生に、今や氏の名案によりて、其氏に服

歸するの方向に對するも兄に遠しとなさんや

然り而して現今何れの點より觀察するも、社會問題は益々必要となる、貧富懸隔の結果は言ふ可からざる狀態を來し、鐵道の死に抱繁ぜらるゝ者益々增進するは明なる事實にして、志士仁人たる者此弊を救治するの策を講ぜずして可ならんや、時勢は以て東洋にも、又ジョンポルンス」氏の如き人物を求むるや切なり、故に余は左に嘗て民友記者が記したる文を御參考の爲め掲ぐ

ジョンポルンス氏の家居

倫敦城中手に汗に食ひて、炭煙毒霧の中に辛苦の一生を送る者、奚ぞ啻に百萬のみならんや、大率暗中に生れ落ちて苦中に育ち、名なくして生れ名なくして沒す、而して此間より出で市會議員となり、平民の勇將となり、英國の一人物と成たるもの、ジョンポルンスの如きは亦一個の豪傑の士にあらずや、ジョンポルンスは倫敦の一職工役夫也、富もなく又名もなくして世に出でたり、然して渠は石地に播かれたる柏檜の腹壞の以て之を助くるあるなく、巖石の以て之を妨ぐある困難の境遇に在つて、獨り自ら奮ひて天に沖るの大樹となるが如く、自ら敎育して自ら進歩し、何時しか其肩は他の儕輩の上に出で、何時しか渠は倫敦船渠工夫十萬人の大同盟罷工の長と立られ、何時しか彼は英國勞働の勇將と立られ何時しか市會は彼を其議員に迎へ、何時しか國會は之を其代議士に迎へたり、出てはグラドストン、モルレー、ポルフオル、ガヤムボレーンチヤーチル等の名士の間に間關し、入れば仕事着物を着け鎚を手にして器械工作を爲す、斯くの如き人物は實に得易からざる也、以て英國勞働社會の進歩及び進歩し得べき希望を見る可く、亦以て境遇は必らずしも人を束縛し了するの範圍にあらずして、自ら奮め自ら務むる者の前には、進歩の機會常に備はりあるを見る可きなり

ポルンスの家は倫敦ズツテルシアにあり、然も訪問者の言によれば、彼は何處にある自家の家屋にあるが如く、何人に對するも家人に對するが如し、或時は渠を天主敎大僧正の家に見る、渠れ僧正に敎へ僧正に聽き僧正に反對し笑つて之に勝つもあり、或時は渠を給畜室裡に見る、此工人は身邊の年少子弟に向つて、諄々として美術の事を語るなり、或時は乘合馬車の屋根にあつて、車掌御者等と熄ろに打語らひて其不平を聞き、之に助言を予へ、或時は市會に坐して倫敦一市數百萬の人員の休戚に關係するの問題を議す、日曜かなる日曜の午後は妻と打球の戲なす彼を見或時は「ミカド」劇中の一役に扮し、或時は滑稽歌を歌ふて全家を笑倒せしむ、國會議場に入るも仕事場に入るも、彼は常に一個の「ポルンニス」して、何處にもよく其地位に似合へりジョンポルンスは萬人の相談者にして、萬の不平の聽國也、其家居を訪へる者の言に曰く

恰も此時ポルンスが日常の訪問客續々入來り初めたれば、余は椅子にもたれて靜かに之を注視し居たり、第一に倫敦市會係役人入り來り去る改良の事につきポルンスの助言を求めたり、次きに仕事に「ハヅレタル」少年數名來りて其助を請ひ、其助は速に與へられ、或は確く約ぜられたり次きに一個の老偉人入り來れり、彼女は「ポルンス」の倚り居る小卓子の前に進み寄り、貨幣の音鏘然たり一個の囊をドンカと卸して曰く、ジョン此に八十六磅あり此れ余が貯蓄したる金額也、ポルンス君よ如何樣になりともせよ余は滿足す可しと、次に悄然なる青ぜ衰へし蒼顏の一少女來りて、治療院の切手を乞へり、次きには雇主を爭へる男來りて法律上の事に付ポルンスの助言を求め、又た富人の一萬三千磅をポルンスに送りてアルベルトパレースに寄附する者あり、渾て此等の輩の信任と愛と總裁判官兼辯護人の快活にして同情深き其の物ごしとして事として厚からざるはなく、慇ず可からざるはなし、渠等の出で去りし後、ポルンスは市會の左る乾燥無味なる統計を取り出で、又轉じて市會の工夫の「ベンキ」刷毛及び諸道具の驗査に向へり、彼れ余に謂て曰く此は余が嬉ふ所の働きなり、然れども此働は爲さでは叶はず、余は戰鬪者とならんが爲めに造られたりと斯く奇妙の笑ひをなして曰く、然も此れレーカーシカも余が生涯の最大勝利は自己に克ちたるの事なりし」とジョンポルンスは又た訪問者に語て曰く

賭事を好むは職工の大弊害なり、經濟的說明よりすれば、此は全く其職業の單調なるによれり、今や器械業は人を非一個人的たらしめんとす、青希臘羅馬及び中世時代の英國に在ては、恰も其反對なり！繪畫彫刻等の事業の位置の高きや、それが爲めに各個人の個人性を導き出し、各個人の最好處を導き出せり、アヽ此等の時代の再び復り來らば」云々

此くの如く人民の煽動者と思はれたる此人は更に言をつきて、人は快樂的の動物なり、動きに愉快を求め得ずんば、遊戲に於て之を求めざるを得ず、余は思ふ今日の職工等が、働く事の多ければ多き程、賭事をするも多き也、訪問者問ふて曰く、して渠等之嚮導者たるべき足下に於てはポルンス君足下の主義は如何と、ポルンス答へて曰く、簡單に云へば余が國會に於ける働きは、市會に於ける働きを犬にしたるものなるべし云々

余は一言ジョンポルンス氏の事を記し、各の如きの人物の今日必要にして、又小河滋二郎氏の如き英傑の現世に出でられたるを、國家の爲め賀す可きの先あるを以て、所を感遙ぶると此の如し

●免囚保護院の實施を望ひ

在浦和　船山堂痴生

語に曰く衣食足て仁義を知る食慮滿て禮節を知ると宜なる哉柳已往の狂瀾者を按するに實業家に少く職工に多く殊に浮ヶ浪々無職の徒に多きは敢て余の贅言を竢たざるの實にして再犯者も多くは赤之より生ず猶現時の貧況を繼祭ぜば再犯者の數殊に增加し其比例恰も百中の七十強に至るは是亦刑余無賴無告の出獄者に對し保護の方法完全ならざるに歸因するに非ずして何ぞや出獄後賴るに人なく食を求むるに途なきの徒なして只管解放し放棄して顧みざるとき恰も骸屨を棄つるが如く擯斥疎外したらんには眞に改過遷善の眞心に復歸し自活の愛を求めんと欲するも得て求むる可らず遂に情迫り策窮り勢再犯の悲境に墮落するも亦已むを得ざるに出るなり果して然らば免囚保護の必要を感じ或は演舌に著書に講話に其說く所皆至らざるはなしと雖ども其の實施に就ては大海の一滴九牛の一毛も啻ならず實に杞憂に堪えざるなり曩に有志慈善家或は宗敎家等の企圖するありと雖も基礎鞏固ならず或は偶善家の奇貨となり徒らに蕃餅に屬するの已遲々として振はず偶々存在する有りと雖も僅々二三輩に過ぎず皆一時流行視せらるゝが如き不幸の境遇に沈淪するに至る嗚呼眞に慨嘆の至りならずや而も外人雜居の期も將に近にあらんとするの今日豈反省せずして可ならんや然るに荏苒監督當局者及び一二有力者のみに放任するの時期に非ず社會の安寧秩序を保維する爲めに苟くも聖世の德澤に沐浴する臣民たる者の正に努む可き義務なりとす然らば

則ち協心戰力擧て其資を鑒ざるべからず假令ば一枝の矢は三尺の童子能く之を折る十枝の失束ねて之を約すれば則ち壯夫も挫く能はず又以て千斤の重きを任す可き也諺に曰く一燕の來て未だ遽に天下の春と云ふ可らざるなり烟霞滄溟百花爛漫而て后始めて陽和育春と謂ふ可きなり要するに免囚保護院たるや已に端緒を開き一歩跋のため優柔遲疑に懲々するも雖ども幸に二三縣の殘暗あるに於てをや之れが實驗に徵すれば鑑孤ならず必ず隣あるの響にて好果を奏すると盖し遠きに非ざる可き也凡て百般の事業小より積て大に至るは數の自然らしむる所にして致て怪むに足らざるなり如き流行說の結果實行を見るも亦疑ふ可らざる事實也回顧すれば三十余年前以來數年間尊王攘夷の說物與しこれが實行を試みるに方りては奇獄となり戰爭となり畢竟德川幕府を顚覆するにいたり其筆士は明治の功臣となり元勳となり或は勤王の忠臣となり功名を竹帛に垂るゝに至る爾后數年を經て民權論を主張し單簡なる語中に立憲政体を組織するに至る而て之れが運動を試みたるの輩は或は國事犯となり罰金禁獄となり過激粗暴の譏を免れざる如くなりしが代議政体を開設するの曉に至つてや名譽其は行爲に附隨し運動者は代議士に推擧せられ名譽を博するに至る比々皆然り保護院の實施向且然り一時流行視せらるゝが如く衰頽の傾運に臨するも雖ども今之れが實行を試みんと欲する志士仁人心を勞し財を投し苦を甜むると雖も其結果未來に屬し是を知る者なし雖ども余輩は前例により敢て疑はざる所なり何を以てか之を謂ふ未來の事は過去に考ふれば中らずと雖ども遠からざれば也例へば數十里の山脈あり其末端は霞霧に埋沒して見ゆ能はずと雖ども人若しこれを問はゞ山脈ありと答ふるに躊躇せざればなり然りと雖ども文物典刑日進月歩の今日之に伴隨する世運の激

說訓戒及其他種々ある場合の訊問等總て新入者の時と同樣に御座候左れば取調を受くるもの、自身の地位となりて見候ときは不本意ながら他を顧ぢ不實の申立をなすもの多々あるべきは勿論其他如何に監獄の目的を妨ぐるものあるかは何人も容易に考及ぶべくと存候

新進の人口を開けば分房制美なり監獄を改築せんとすれども地方經濟の許さゝるを奈何せん噫監獄叢談庫支辨さゝならざれば監獄の改良得て望むべからずと雖ども其實や善し乍去却て一方を顧れば些との經費と手數とを要するにもあらずして最も容易に實行せらるべき別離法あるに氣付ざるが如く等閑に付し去るは余輩甚だ遺憾とする處に御座候別離法とは何ぞ他なし分房制の階梯とし可申訊問處に於ける在監人の別離法にて候此法の何故に今日迄尠く實行を見るに至らざりしが蓋し從來の入込法は早き以前眞の雜居制時代に於て行ひたる方法にして因襲の久しき誰ありて之を怪み之を改むるを欲せざるより今日に至りしものならんかと存候

幷くは新道志士諸君分房、雜居、將た半分房制の何れを採るを問はず此別離法だけは右にも申述べ候通竟も費用等の心配もなく只に當局者の心得一に存するなれば是非に英斷を以て速に實行せられんことを切望の至に不堪候終に一言を附記す若し處見に對し異論を挾む方あらは生は左の數項を以て反問可致候

一　何故に在監人の談話を禁ずるか
二　何故に雜居房に於て反坐せしむるか
三　何故に在監人を呼ぶに番號を以てするか
四　何故に在監人を年齡、犯數、犯罪に依り別離せしむるか

望は稼に甚く隨て各業務の發枯は昨與今敗も首ならず業務の危疑は勢ひ又犯罪を增加せしむるに至ては豈亦それが保護法なくして可なるんや之れ獨り其人のため而已ならず社會の安寧秩序を保維するの干城なりと謂ふも敢て過言に非るなり若し出獄后無賴無告の徒をして只管解放せしめんが恰も猛虎を野に放つが如く其爪掻博噬を免れざるもの殆んど稀なり如斯にして焉ぞ能く社會の安寧秩序を保維するを得べけんや此に於てか保護院の必要彌々益々感するに至る苟くも臣民たる者奮勵一番すべき時ならずや宜しく協同一致擧て目前の私利を抛ち前途遠遠なる大計を圖り實踐躬行目一日も速に實施の功を奏し併て卓先者の名譽を不朽に垂れられんと不肖某切望に堪たざる所なり揣旁を顧みず聊鄙言を吐露し所感を述ぶると爾言矣

●訊問所に於ける在監の別離法

進　正

在監人を取調又は示達するに當り必要ある場合には數人を同一訊問所に入るゝこと固より差支無之候へ共必要なき場合にも猶二人以上を同一訊問所に入るゝが如きは仮令如何に雜居制を稱用せらゝ監獄署にてもこれだけは是非によされたきものに御座候全國百數十の大小監獄署の中には小子の希望の如く現に實行すつゝある處も有之候へ共小子が曾て實地見聞したるもの、中には絶へて無之候何れの監獄署に於ても二人以上の新入者あるときは之を同時に訊問所に入れ取調ふるを常とするが故に相互に姓名、族籍、身分、事件、前科の有無、父母兄弟妻子の氏名存亡、特徵、等あらもる一身上の關係を殘く知り得可申候極言すれば司獄官吏は强て知らしむるを申候方至當なるべく夫れとも知らしめて毛頭益を與ふるや否や、其害や甚大なるべしと存候確定放免者の言

往年警眼社の發刊に係る警察眼て雜誌に守藏室鳩の筆に成れる警察事務の緒論を讀てふいへる一篇あり文簡にして意明かなり當時之を讀みて多少の感なきにあらず今本稿を草するに方りこに資する所頗る多し讀者幸に之を諒せよ

●監獄事務の趣味を論ず

望蜀生識

凡そ何事にまれ誠心誠意を以てそれに從ふ其間一種の趣味てふものあらざるはなし趣味とは何ぞ曰く一の事件の疑義を解說し或ひは其事件を實行して目的を達するに就て其心意の上に愉快なる要素を惹き起すものの即ち是れなり

されば凡そ公務的事業にして其最も趣味の要素を含有したる者は蓋し監獄事務に若くものなかるべし何となれば他の事務は多くは乾燥無味にして恰も死体を取扱ふと一般なりと雖ども特り監獄事務に至りては已に社會に於て特て餘したる惡漢不良の徒をして改過遷善に導き以て其恒業を授け以て其恒心を啓發せしむるものなれば實に日言ふべからざる一種多量の趣味を取得するものなればなり

されば司獄の職にあるものは官吏中にありて最も多幸多福の境遇を得たると同時に他の官吏の比並すべからざる重且大なる責任を有するものと言はざるべからず勤務の煩劇なると時間の勞苦なるとはこれを多量の趣味に比すれば何の物の數かは

諺に云はずや國を取らんとするものは盛ず先ず其城を攻めよと然らば則ち事に當らんとするには須らく先つ其趣味を占有すべし其趣味なきへ占有したらんには一物に膠じ一事に當る毎に精神爽快にして氣勇み心勵みて如何なる艱根錯節に當らんも刃を迎へて解くるが如く如何な

る困難困苦の發生し來らむも綽々として餘裕あるに至るべしされば監獄官吏たるもの常に剛毅不屈の精神を養ひ以て監獄事務の趣味を占有することこそ急務中の急務なるべけれ

若し夫れ監獄官吏にしてその趣味てふものを解し得ざらんには監獄改良事業の發達得て望むべきにあらざるなり加之のみならず、その一事手一投足はすべて儀式的に流れて活氣なく精神なく世の所謂義務的の仕事とはなりぬればコヽ一番奮勵してその趣味てふものを占有せざるべからず

事を爲すには何事も必ず人の事とな思ひ給ひそとは古人の誡め洵に味ひありといふべし監獄官吏たるものその事務に當りては我物と思ふて之に從ばゝ如何なる煩劇も如何なる勞苦も却りて樂みの種子となりぬべし我物と思へば輕し笠の雪とは古人の名句されば笠の雪の輕からんことを欲するも監獄事務の趣味を占めんとするも必ず我物と思ふより先きなるはなかるべし

要するに監獄官吏は必ず紀律の下に立ちて嚴正なる我物なる種子を播きつゝ趣味なる果實を収得せざるべからず

○博徒　武藏　望　蜀　生

生存競爭は人智發達の誘因たり然れども其極貧富の懸隔天地の差異を生じ忽ち家産を破り恒心を失ひ竟に獄底の鬼となるに至るもの少なからず是れ即ち社會の進歩と犯罪の增加とは互に正比例をなす所以なり見ろべし方今奎運旺盛人智大に發達し殷々乎として文明の眞相を暴し殆んど往日と其觀を異にせり然るに法網に罹かるもの益々多きを加へ其犯罪の巧妙なる一種驚くべき者あるは蓋し社會の進歩に隨伴したるの結果たらんすばあらず然れども此等獄底の鬼たるもの豈悉く悪漢ふて減少に至るべきは固く信じて疑はざる所なり

◉司獄をして至急外國語を學はしめよ

在厨川　貞　任

余は今回初めて讀賢に見んとす余は岩手縣の片田舍に住する貞任と云へる書生昨今漸く乳臭を離れたるの青二才なり余素より猥廉の戈矛も諸賢等と光輝燦然たる文壇上に相見え可き者に在らず然れども諸賢等の勇壯快活たる筆戰を見ては勿々の情禁ずる能はじ茲に秃筆を廻して本誌を汚し併せて我が縣下の名譽を爭めんとす諸賢等宜しく笑覽の上抱腹せられんことを

抑も本年は明治發年なるか內地雜居は如何なる者なるか且つ何年より之れが實施を見るか三寸の童子も尙ほ能く之を知るべし雜居なる者今後僅一年を餘しのみ其曉には英國人來るべし米人來るべし露佛獨來る可し彼等は文明國の卒先者を以て自ら任するの國人たり文明國果して犯罪者なきか否人智の開明に進に從て犯罪者も亦巧に法網を破るなり見よ彼等の監獄は改良を加へつゝあるにも關せず尙犯罪者を撲滅し能はざるに在らずや何ぞ國の文不文を論ぜざるなり然らば彼等犯罪者を如何にすべき哉皆之れ司獄官なる者の下に指揮監督を受るの被告人四人懲治人となりて監獄署に來可たる者にあらずやしからずとするも或は接見に來る者あるべし或は差入に來る者もあるべし或監獄參觀として來る者あるべし而して彼等は如何なる言語を用ふるか各其國語を用ふべしと雖も世界一般に通ずる者之を英語となす彼等各其國を異にすると雖ども英語を用ゐる時は之を解するを得べし而して之を監督應接する司獄官中之を成し得る者あるや典獄看守長はいざ知らず彼等に最も近接なる看守其者には恐らくは皆無ならん否多數なる看守中或は一二の識者ありとするも他は僅かに解話の萠芽たる good-by の如き者に知るべけれども是等も明治の新空氣を吸收したる青年の耳ならん既に四十歳前後以上の者にありては絶無と云ふも亦過言にあらざるべし斯の如き者を以て如何にして彼等を指揮命令し得るや如何にして彼等を監督し得るや如何にして彼等を說諭し改過遷善の道に導き得るや唖者の如く手を以て交談するか將た監門に受付に應接所に工場に監房に賣勤に夜勤に凡そ外人四の在る處外人に關係ある箇處に各一名宛の通辯を雇ひ置くか之れ絶對的至難の業と云はざるを得ず例ひ成得るとするも其不利不便如何ぞや然らば如何にして之に處し可き是他なし速に司獄官なして英語を學ばしめざる可からず鳴呼語學講習の事たる既に遲れたり鹿を見て矢を引き盜賊を捕ひて繩を作るとも一般實に焦眉の急と云ほざるべからず過日典獄會議の際も此問題ありしやに聞く其結果如何を知らじと雖ども速かに司獄官の英語講習を始めよ僅か一年間に果して全般成功し得るや否やは計る可からずと雖ども一日遲るゝ時は一日損あり何をか遲々として之を成さゞる當局者目なきか耳なきか否日本人の特性として未だ余日ありと思ひ之を未前に開始する能はざるなり嗚呼僅か一年を以て余有ありと云ふを得るか實に今明日と云ほさるを得ざるなり時日流ゝが如く歲月は人を待たず敢而問ふ當局者は一二ケ月の短期日に成功し得る者と斷定しあるなるべし僅少にても之を識り居る者或は奏効すべしとするも然れども未だ good も知らざる者に於てをや夫れ察しるに餘あり何を遲々として時期を失するなからんとを一言以て當局者諸君に促す

不眞の徒といふを得ざるべきも多くは猾才兇惡の輩にして慙愧感化の以て容易に恢善せしむるを得ざるものなり監獄に教誨師を置き彼等の心性をして感化せしめんとするの注意至れり盡せりと雖ども容易に之れが効績の數ふるに至らざるは頗る遺憾とする所なり殊に賭博の如きは是れを犯すもの他の犯罪の半數を過ぐると雖ども世人敢て之を怪しまず願ふに賭博は封建の雲助社會の遊戲物にして或は親分といひ或は乾兒といひ途に一種の締契を以て一の團体を組織し苟しくも之れが締盟に背くものある時は 音に排除するのみならず時に或は之れが生命を奪ふの例往々事實の上に見はるゝ然り而して今に至りて尙親分といひ乾兒といふは究竟封建時代の遺習にして其團体組織の鞏固なる遠く成文條規の遠ばざる所なり加之彼の徒にして一朝収監せらるゝの非運に際會するあるときはせんかこれが團体は忽ち其家族の活路を開き毫も後顧の憂なからしむるは彼徒の血盟なり其親實の深くして其義氣に富めるの一点に至ては誠に稱賛すべきなりと雖ども之れが爲め監獄に於て司獄官吏の熱誠以て暖めたる反省悔悟の念をして團体の親切に勝かされ忽ち改心の冷却となり再び相提携して輸贏を爭ひ其極復獄底に沈淪するもの十の八九を占む聽に曰く飯上の蠅を追ふが如しは夫れ賭博犯者の謂ひか嗚呼教誨師の熱血を濺きし訓誨も竟に水泡に歸して寸分の効果だも奏するに至らざりしは實に止むを得ざるの事とはいへ頗る遺憾に耐へざる所なり熟々想ふに此等の徒は到底監獄の以て醫療し及ぶ所にあらず寧ろ各町村に一の規約を設け、この徒輩にして一朝法網に罹り幽囚の身となりたるときは之れが家族の生計を助け出監して鄕閭に皈らば之れが規約の範圍內に於て町村事業の義務負擔をなさしめ以て處世の道を誤らざらしめば自ら反省歸善再び獄底の鬼となるの日を遂

各地通信

◉千葉縣免囚保護院通信

千葉縣免囚保護院創立協議會

本縣各宗寺院は免囚保護院を設立する爲め豫期の如く本月廿日千葉町長洲文鸞館に於て協議會を開きしが參會者は三十有餘名何れも異議なく翼贊し殊に該院維持費として毎年金三百圓宛出金するとに議定せり而して基本財産に至ては各地方に勸募員を置き縣下一般の有志者に贊成を乞ふ筈なりと云ふ

免囚保護院幻燈會

本縣監獄吏員及各宗寺院の發起にて廿日廿一日兩夜共大日本監獄協會幹事佐野尙君を聘し同館に於て監獄及免囚保護院幷に家庭教育に關する幻燈大演說會を開會せしが兩夜通して無慮千有餘名の觀覽者ありたり而して觀覽者中重なるものは諸官廳官吏縣會議員各學校職員貴婦人及佛蘭西人等にて何れも大に感動を惹き起したりと云ふ

司獄官の篤志

該幻燈會を開會するに當て千葉監獄署及福岡木更津兩支署の司獄官諸氏より應分の義捐金を爲し會に同情を表せりと云ふ

◉宮城縣集治監敎誨師通信

藤吉習敎君

大海嘯死者追吊法會　宮城集治監小泉典獄以下職員一同相謀り今尙ほ心膽を寒むからしむるに至れる彼の三陸大海嘯の慘禍に罹り公務に殉せし看守八名の爲め一周年に相當せる去る十五日を以て東一番町西本願寺別院に於て同日午後五時より最も嚴肅なる追吊法會を營まれたり今其概況を記さんに兼て合圖の鐘聲と共に僧侶一同着床先つ遺族を參拜席に案內し續て小泉典獄山崎宮城縣典獄以下職員一同各參拜席に就かるゝや頓て大導師別院知堂月地重誓師幷同院役僧及法中五十有餘名の僧侶法の如く讀伽陀を誦し次に小泉典獄靈前へ進み恭く祭文を朗讀し次に勸請小經九尊念佛六種回向を修し了る右讀經誦念の間參拜者一同順次燒香禮拜して退出せしは同八時頃なりしが遺族へは菓子折を配り其他の參拜者へは茶菓を出せり當日法會の莊嚴なると小泉典獄の朗讀せられたる祭文の悲愴熱誠なるとを見聞するに付けても殆と今昔の感あり悲哀追悼の念禁し難かりしが遺族者にありては尙更のことにして且つ其情誼の切なるを思ひ悲喜劾々坐ろに感涙を催せり

小泉典獄の祭文は左の如し

維時明治三十年六月十五日宮城集治監典獄小泉保直等同志と相謀り清酌庶羞の奠を以て故看守片山則次菅野久太左衛門中津山忠之進今野久五郎男澤儀平山崎英太郎小塚斧男秋山好義等八君の靈を祭る嗚呼哀哉、回顧すれば去年六月十五日宮城集治監雄勝濱出役所海嘯の災に罹るや君等職守の重きを思ふて一身の危險を顧るに遑あらず遂に奮て之に死す、夫れ公務に殉するは大丈夫の本懷にして君等の平日に自任せるところ想ふに君等に在ては固より慽み少なかるへし、而て平素深厚の交誼を有せる吾輩等に在ては實に痛恨哀惜の情に堪ゆる能はさるなり、鄙諺に曰去る者は日々に疎しと然れとも吾輩等諸君を懷ふの情に至りては久しくて而も密なるを覺ゆ是茲に一周年の忌辰に逢ふて此の祭事を營み諸君の靈魂を吊慰する所以なり、此に一事の諸君に告くへきあり曩に諸君の身を以て公務に殉するや官遺族に扶助料を賜ひ四方の仁人亦義金を贈て吊慰するもの甚た多かりき、是を以て爾來諸君の遺族は毫も衣食に窮乏せらるゝ如きことなく一家輯睦して各其身を愼み力めて諸君か生前死後の名譽を傷けざらんことを期し其行儀高潔鄕黨の間に稱揚せらるゝ蓋諸君の忠實至誠を以て一旦不慮の慘禍に罹れるもの殆と天道の是か非かを疑はざるを得さるも天意固より善人を遺るゝことなく其餘慶は延て子孫にあり諸君以て安心瞑目せらるべきなり、嗚呼去年諸君と一と度ひ別を爲してより此に一周年幽明路隔り音容復た見るへからず愚ふて前日公私の情誼に至れは唯滂沱たるあるのみ、案頭供ふる所の山肴野味物至て微なりと雖も是實に至情の存する所なり魂か靈あらは尙くば饗けよ嗚呼哀哉

明治三十年六月十五日

宮城集治監典獄正七位勳六等小泉保直

因に曰ふ右八氏の內遺骸今に發見せさる菅野久太左衛門氏の遺子寅三氏が今回小泉典獄より墓誌銘を請ひ受けられ建碑せしが其撰文は左の如し

明治二十九年、六月十五日、宮城縣沿海、有海嘯之

變、桃生郡雄勝濱宮城集治監出役所亦罹災、看守死者八人、而久太左衛門菅野君實爲其一、君宮城縣士族久兵衛君第二子也母佐藤氏、君爲人謹厚、外温内剛、事父母至孝、十六年六月拜看守、日夜精勵、十年如一日、同僚僉稱不能及、罹災之夜、君以賜暇在舍、聞海中異響、謂是海嘯也、將走赴監房、咄嗟之間、怒濤壞屋、遂死之、距生安政元年十月、享年四十有三、不獲其屍、乃葬遺物於先塋之次築墓、官賜遺族年金、四方義人贈吊之者甚多、可以見感動人心之深也、君曾娶佐藤氏、再娶加藤氏、有子女五人、長寅三嗣家、餘皆幼、頃者寅三來請銘於余、余平日嘉君勤勉、而傷其殉于職、銘辭之請豈可辭乎、銘曰

鴻毛泰嶽、孰重孰輕、死全任務、千古有榮、

明治三十年六月

宮城集治監典獄正七位勳六等小泉保直撰

◉埼玉慈善會保護院賞譽授與式概況

望蜀生

保護院の必要なるは已に社會の是認する所にして各府縣の競ふて之れが計畫に營々たるは洵に國家の一大慶事として賛せざるを得ざるなり我埼玉慈善會保護院は同午前十一時頃なりき院長の演說といひ教師の教誨といひ頗る適切にして大に彼等をして感動せしめたるものと見へ一同頭を擡ぐるものなく孰れも歡喜の涙に咽びつゝ改悛歸善の情眉宇の間に顯れたり斯くてこそ保護院の保護院たる本旨に副ふといふへきか今其賞狀並に受賞者の氏名を掲ぐれは左の如し

○賞狀

被保人　氏　名

其方儀入院以來品行方正業務勉勵且役員ノ命令ニ從ヒ稍々改悛ノ効相顯レタルモノト認依テ金何拾錢賞與ス

年月日　埼玉慈善會保護院長大島寛爾

○受賞者氏名幷賞金額

一金參拾錢　平川卯之吉
一金參拾錢　古川又藏
一金貳拾錢　湯本幾太郎
一金拾錢　大畑長吉
一金拾錢　田口彦右衛門
一金拾錢　田島宇三郎

◉改悛ノ顯跡

福岡縣久留米監獄支署報

行刑最終の目的は實に悔過遷善の道を誨ふるに外ならず然れども動もすれば斯の撰を出つること往々、故に是れが實跡を擧げしむる甚だ難しとする所なり、茲に當久留米監獄支署に於て今を去ること一年有余ヶ月以前、鹿嶋縣豊田郡川源村當時大分縣日田郡豆田町寄留三浦唯次郎なるもの私書僞造犯に座して、遂に白日の光明を視る能はざるの悲境に陷り、爾來本年八月十一日に至るまで、一意前非を悔ひ專心獄則に服し只管に期滿ち罪消せんことをのみ祈願せしものゝ如し、彼れ素と多少の教養あり是非の辨識を備ふ、一朝誤て利慾の迷雲に塞され、本然の良知を喪ひ終に鉄窓の下に拘禁せらる、一旦飜然として轉悟せしもの決して所以なきに非す、其入監中の動作の如き復た故らに呶々の辨を要せざるべし、果然彼は八月十二日を以て仮出獄の恩典に浴し、無事出監の榮を擔ふを致す、彼れ歡天喜地眞心再たび罪科に近つき法網に觸るゝの所行を演せざるを誓ひしの想ありしを覺ふ、爾り彼れは本然の良知を開發して、亦刑律の辟に陷るをなさゞるもの、出監后當支署に宛て左の如き一片の書信を寄せぬ、

謝　狀

四百有餘日永期間、舉吾一生窮命託貴廳、貴廳以卑

野罪科可惡而不虐待、加無上之殊遇、卑野在監中毎感斯恩惟不得報鴻恩之道是懼、今者累賜假出獄之恩典、豈欲不感激而可得哉、誠恩高惠深故感極謹不止

心神恍惚不知所欲云、謹謝意矣、

明治卅年八月　日　　三浦唯次郎再拜

久留米監獄支署御中

又別に早川支署長に宛てしは

謝　狀

謹白、在監中の深情大恵は如何にして之を報ずべきや、閣下の威嚴の中に含める慈愛は、最も攸長にして至て深厚なり、之を腹中に藏げて、愈其慈愛の宏旨を感じ、之を心中に拜して愈其慈愛の難有を轍眞す、惟其れ、愚にして恩を報ずるの道を知らず、毎々汲々として、閣下の明を傷するを恐る、謹表謝意、

明治卅年八月　日　　三浦唯次郎再拜

早川署長殿閣下

彼れか改善の狀以て推知すべく、行刑の目的も茲に至てか貫徹し得たりと謂ふべし、事体素と當然のことに屬すと雖ども、一面特種の徒と評せざるを得ず、聊か之れを貴紙に寄す、幸に餘白割愛の煩を惜ひ勿れ、

官報

◉警視廳

任監獄事務官

依願看守ヲ免ス　木内　虎夫
押丁ヲ命ス　東條　幸一
看守ヲ命ス月俸六圓　篠原　情
月俸八圓給與　大小原藤吉
月俸七圓給與　所　寅松
月給六圓給與　中所　正助
巢鴨支署警守係勤務ヲ命ス　金井重太郎
月俸九圓給與　由本　嘉十
看守部長ヲ命ス　岩下萬之進
依願看守ヲ免ス　高橋　丑藏
押丁ヲ免ス　山崎清太郎
仝上　鈴木　重光
巢鴨支署警察係勤務ヲ命ス　中所　正助
監獄署第二課勤務ヲ命ス　山村久米七
看守ヲ免ス
明治三十年五月六日囚徒山崎福太郎反獄暴行鎭制ニ從事シ其功勞著シキヲ以テ金五圓ヲ賞與ス
明治三十年五月六日囚徒山崎福太郎反獄暴行ノ際鎭制ニ從事シ其功勞著シキヲ以テ金三圓ヲ賞與ス
依願看守ヲ免ス　金井重太郎
警視廳及監獄署建築取調委員ヲ命ス　吉田豊太郎
小河滋二郎

警視廳典獄

仝　萩原榮之助
看守ヲ免ス　藤橋　正吹
仝上　小島　榮三
仝上　小柳　由藏
仝上　細々美　秩
仝上　君和田精松
仝上　坂口　直助
仝上　大小原藤吉
仝上　上野　又八
看守ヲ免ス　田山　清成
月俸八圓給與　深見　義三
押丁ヲ命ス月俸五圓

小河滋二郎

萩原榮之助
藤橋　正吹
小島　榮三
小柳　由藏
細々美　秩
君和田精松
坂口　直助
大小原藤吉
上野　又八
田山　清成
深見　義三

看守ヲ免ス　村木　吉平　仝上
押丁ヲ命ス　武井　正好
監獄巢鴨支署庶務係勤務ヲ命ス
監獄署第一課勤務ヲ命ス
任遊賀縣典獄叙高等官八等
女監取締ヲ命ス　北爪　マツ　仝上
看守ヲ免ス　普賢寺萬三郎　依願看守ヲ免ス
仝上　田中　知章　依願監獄醫ヲ免ス
授業手ヲ免ス　宮里　宗七　月俸五圓給與
月俸拾六圓給與　多田　賢順　押丁ヲ免ス
仝上　古關　善藏　看守ヲ命ス
看守ヲ免ス　飯田長十郎　仝上
月俸參拾參圓給與巢鴨支署醫務係長ヲ命ス　監獄醫
月俸拾八圓給與　橫田　直吉　仝上
仝上　伊達　常福　月俸拾九圓給與
入王子支署勤務ヲ命ス　續木　清孝　仝上
看守ヲ免ス　渡邊道太郎　仝上
任警視總監獄書記給六級俸監獄署第一課長心得ヲ命ス　萩原鋼二郎　依願看守ヲ免ス
依願押丁ヲ免ス　古賀喜代次　授業手ヲ命ス
押丁ヲ命ス　宮田　多造　仝上
看守ヲ命ス　寒左右衛門　雇員ヲ命ス
仝上　記伊　直松　警視廳監獄醫ヲ命ス
依願看守ヲ免ス　北山　宗吉　仝上
依願看守ヲ免ス　浦出安次郎　仝上
押丁ヲ命ス　浦山源太郎　押丁ヲ命ス
月俸拾壹圓ヲ給ス　米山豊次郎　仝上
看守ヲ命ス　藤本　保定　看守ヲ免ス
仝上　金九圓今般火災類燒慰問トシテ護員一同ヨリ寄贈候也

巢鴨支署

看守ヲ免ス　續木　清孝
押丁ヲ命ス　石川　安二
監獄巢鴨支署庶務係勤務ヲ命ス　山中秀太郎
任遊賀縣典獄叙高等官八等　筒井　明倫
看守ヲ免ス　川邊　レイ
依願看守ヲ免ス　鈴木　廣行
授業手ヲ命ス　小島原泰民
仝上　阿部　マサ
雇員ヲ命ス　四元　助治
警視廳監獄醫ヲ命ス　岡田龜三郎
仝上　猪子　集人
仝上　島　述
仝上　芳野　齊
月俸拾九圓給與　中島　敏三
仝上　村木　吉平
仝上　藤井　信
仝上　中村　衷
仝上　小管寅五郎
仝上　黒川　寛司
仝上　井上　澄
雇員ヲ命ス　味岡　貫
警視廳監獄醫ヲ命ス　高橋權次郎
仝上　木内　新吉
仝上　林　嘉定
仝上　加藤　市藏
仝上　重田太郎吉
仝上　安田　利助
仝上　柳部　勝吉

巢鴨支署

仝拾壹圓仝上　內山　貫吉
金八圓仝上　田所　靜造
金拾參圓仝上　中村　來
仝上　仝上　小島伊勢藏
金六圓仝上　松澤三千雄
金六圓仝上　安田　利助
看守ヲ命ス　金子兼四郎
看守ヲ免ス　飛來　五郎
任神奈川縣監獄書記給八級俸　任警視廳監獄書記
看守ヲ命ス　日々路竹次郎
給六級俸　松田　相尹
任警視廳典獄叙高等官七等給二級俸補市谷監獄署長
任警視廳典獄叙高等官七等給三級俸補巢鴨監獄署長
補警視廳第四部長兼鍛冶橋監獄署長給二級俸
任警視叙高等官七等補小松川警察署長　給四級俸
非職ヲ命ス　加藤　長重　給四級俸
給五級俸　手島兎喜二　給五級俸
給六級俸　加藤勝次郎　仝上
給七級俸　中川梅次郎　仝上
給八級俸　山村　寛長　仝上
仝上　堀　順信　仝上
兼任警視廳監獄書記給八級俸
給九級俸　愛甲　長藏　仝上
仝上　內山　貫吉
第四部庶務係長兼務ヲ命ス
仝　警務係長兼務ヲ命ス
仝　庶務係勤務ヲ命ス
仝上　鈴木　重則　仝上
第四部警務係兼務ヲ命ス

代田鈇太郎

安達　吉彌
中島　來吉
關　關四郎
高田　壽作
眞田　貫治
坂口　浦治
齋藤常三郎
鈴木　兼吉
前田　傳
綾部　敦磨
小河滋二郎
中屋　速衛
秋山平八郎
鈴木　儀門
片岡　和房
鈴木　重則
西山卯太郎
柳部　勝吉
山崎靜之助
國分万次郎
中村　襄
秋山平八郎
加藤勝次郎
安達　吉彌
堀　順信

第四部庶務課兼務ヲ命ス
　　萩原彌四郎
　　辛野重太郎
　　山崎靜之助
　　横江　勝榮
　　菅井　直英
　　萩原　鏡三
　　川口覺之亟
　　山村　寛長
　　柳部　勝吉
　　小河滋二郎
　　綾部　敦麿
　　横江　勝榮
　　安井　準守
　　柳部　勝吉
　　山村　寛長
　　柳部　勝吉
　　山村　寛長
　　村上宗五郎
　　林　友雄
　　鈴木　儀門
　　一戸龜太郎
　　日野治左衛門
　　齊藤　省吾
　　三上　榮
　　典獄來任迄代理ヲ命ス　佐藤茂登枝
　　櫛　孝藏
　　長谷部藤七
　　齊藤　一覺
　　笹森淳三郎
　　鎌田　岩藤
　　桑田　豐藏
　　笹森　賢藏
　　東原政之助
　　篠崎　清治
　　笹森　貫
　　川村　傳
　　安立　ギン
　　小野末太郎
　　笹原　是義
　　石澤　綉一
　　山田　幸治
　　關　富次郎
　　三上富之助
　　古川　美男
　　佐藤　郁助
　　久保　末吉
　　永澤　寒助
　　長尾　雄馬

本年七月一日内務省ニ於テ監獄事務諮問有之ニ付出席ヲ命ス
　　前田　傳　　叙勳八等授瑞寶章
非職ヲ命ス　　松井　久作
任警視廳監獄書記給九級俸
會計主任ヲ免ス物品取扱主任ヲ免ス
會計主任ヲ命ス物品取扱主任ニ命ス
議入歲出外現金出納官吏ヲ命ス
議入歲出外現金出納官吏ヲ免ス
任東京集治監看守長給九級俸
兼任警視廳看守長
叙正八位
◉青森縣
青森縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習生ヲ命ス
押丁ヲ命シ日給拾七錢支給ス弘前監獄支署在勤命ス
依願看守ヲ免ス　　篠崎　清司　　依願免本官
青森縣巡査ヲ命ス二級俸給與
依願免本官　　永田直之亟
依願看守ヲ免ス　　坂本太兵衛
　　池田佐太郎
　　笹森　貫
　　鈴木　芳英
　　工藤德之進
　　柳下幸之助
　　奈良　朝清
　　三橋　秀城
　　竹内　邦一
　　杉澤後之助
　　松野八九郎
　　定助
　　三橋　秀城
　　川村　傳
　　安立　ギン
　　小野末太郎
　　笹原　是義
　　石澤　綉一
　　山田　幸治
　　關　富次郎
　　三上富之助
　　古川　美男
　　佐藤　郁助
　　久保　末吉
　　永澤　寒助
　　長尾　雄馬

◉茨城縣
給九級俸
任茨城縣監獄書記月俸給壹圓給與
茨城縣監獄署ヲ命ス月俸拾圓給與土浦監獄支署詰ヲ命ス
教誨師ヲ命ス但月俸八圓給與監獄署詰ヲ命ス
◉大分縣
依願看守ヲ免ス　　安西元一郎　月俸九圓給與
　　利光　友平
　　高原　弘平
教習科程卒業月俸八圓給與
大分縣巡査ヲ命ス　　後藤　利吉
女監取締申付日給貳拾錢給與　　河野　德彌
依願看守ヲ免ス　　河野丑太郎
大分縣看守ヲ命ス月俸六圓給與
中津監獄支署詰ヲ命ス　後藤　清秀
授業手手申付日給三拾五錢給與
給十級俸　　菅　常太
任大分縣監獄書記給月俸九圓
月俸九圓給與　　佐藤　虎吉
　　三宅　善彌
大分縣看守ヲ命ス月俸六圓給與
給四級俸　　中山　益彦
給九級俸　　佐藤元次郎
　　金林勝三郎
　　龜山　貞光
　　工藤　清三
　　齋藤嘉四郎
　　中野　原人
　　笠原　是美
　　松野八九郎
　　綾部　敦麿
　　横江　勝榮
　　安井　準守
　　柳部　勝吉
　　山村　寛長
　　柳部　勝吉
　　山村　寛長
　　村上宗五郎
　　林　友雄
　　鈴木　儀門
　　一戸龜太郎
　　日野治左衛門
　　齊藤　省吾
　　三上　榮
　　笹森　賢藏
　　東原政之助
　　篠崎　清治
　　笹森　貫
　　川村　傳
　　安立　ギン
　　小野末太郎
　　笹原　是義
　　石澤　綉一
　　山田　幸治
　　關　富次郎
　　三上富之助
　　古川　美男
　　佐藤　郁助
　　久保　末吉
　　永澤　寒助
　　長尾　雄馬

工藤　清
則田得三郎
若江金太郎
三上　智策
阿保　秀衛
葛西敬之亟
櫻田勇太郎
今　彦三郎
櫛内　利吉
松本　正理
石井　武勇
長尾　雄馬
對馬　勇作
成田　久藏
中村　莊三
高橋　タケ
齊藤　ヤヱ
杉本　ギン
福士　クマ
小泉　陸奥
佐藤茂登枝
松本　正理
馬場貞次郎
古川　美男
小島二三郎
八木橋幸右衛門
福隅　島太
田中　武一
吉野　由雄
大谷　ツチ
宮崎　市次
戸伏　夏哇
峯　形平
長澤　ナチ
石井　カラ
中山谷三郎
森松善三郎
富田伊八郎
森　政吉
松榮杉太郎
三浦　金太
伊集院藤七
小笠原長貞
長谷　源助
森井　清準
　　人
田原　康平
河野　源次
半澤　敬平
工藤兼五郎
野口　寅正
本原　定馬

給十級俸　神戸監三郎　給月俸拾壹圓

監獄署第一課長ヲ命ス
監獄署第二課長ヲ命ス
中津監獄支署長ヲ命ス　今村　豊　月俸八圓給與
依願看守ヲ免ス　瀬立角太郎　依願監獄醫ヲ免ス
看守部長ヲ命ス
依願免本官井簽官

◉石川縣

看守教誨師教授揔務ヲ命ス
任石川縣看守長十級俸下賜監獄署第二課勤務ヲ命ス
官報報告委員ヲ命ス統計委員ヲ命ス監獄署歲入歲出外現金出納官吏ヲ命ス
官報報告委員ヲ免ス統計委員ヲ免ス監獄署歲入歲出外現金出納官吏ヲ免ス
看守部長ヲ命ス小松監獄支署詰ヲ命ス
月俸拾貳圓給與　中村　武忠　月俸拾圓給與
竹下初太郎　月俸九圓給與
伊藤　正雄　全
福岡久太郎　全
森　友恒　全
村田　清久　依願看守ヲ免ス
白尾幸太郎　全
寺島　篤二　依願看守ヲ免ス
野泉奥太郎　依願免本官井簽官
眞田　聞生　依願看守ヲ免ス
福岡喜三郎
川崎　清系

◉兵庫縣

秦　兵藏　給四級俸
西村與太郎　全
杉野　喜祐　給六級俸
井上信之助　全

佐藤元次郎　花房　教

◉福井縣

依願免本官
任福井縣警部六級俸給與警察部第二課勤務ヲ命ス
歲入歲出外現金出納官吏ヲ免ス
兼任福井縣監獄書記八級俸給與小濱監獄支署長ヲ命ス
歲入歲出外現金出納官吏ヲ命ス
任福井縣看守長七級俸給與監獄署第二課長ヲ命ス
福井縣看守長七級俸給與監獄署第二課長ヲ免ス
月俸八圓給與看守教習所科程卒業ス監獄署在勤ヲ命ス
全上　牧野　豊吉　全上
全上　寺本　仙吉
福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與
月俸八圓給與看守教習科程卒業監獄署在勤ヲ命ス
全　田中市三郎　全
依願看守ヲ免ス滿五年以上勤續ニ付退職一時金廿五圓給與
小濱監獄支署在勤ヲ命ス
依願看守ヲ免ス　桝田長次郎　看守ヲ免ス
典獄上京ニ付隨行ヲ命ス
看守教習所助教ヲ命ス

◉岐阜縣

非職ヲ命ス　清水　直哉　全
全　對馬　眞藏　全
全　渡邊　源六
監獄署第一課勤務ヲ命ス
任岐阜縣看守長給八級俸監獄署第二課勤務ヲ命ス

大谷　久藏　依願看守ヲ免ス
野口　重正　全
森松善三郎　全
兼任　求
立川　求
安藤末次郎　全

仙波源四郎　全
村田善司郎　全
五十嵐壽吉　全上
全上　寺本　仙吉
小島　義則　全
西田　東　全
押野　保　全
山岡　貞親　全
宮田助太郎　全
供田健三郎　全
埴生九右衛門　全
安見喜三治　全
山崎　盛龍　全
方金宇三郎　全
井上與四郎　全
高北　忠吾　全
米田　正也　全

岡本　小作　全
近藤　俊夫　全
岩井　末吉　全
大野　了人　全
眞島右三郎　全
眞島右三郎　全

山本彦太郎　全
黑川　常吉　全
竹下弓太郎　全
間山雄太郎　全
山本彦太郎　全
井關又次郎　全
片岡　岩吉　全
田代九郎助　全
森川　三郎　全

篠田　正德　全
小田島　莊　全

加藤八次郎　全
吉田　鶯誠　全
河方　春城　全

任岐阜縣監獄書記給月俸拾壹圓監獄署第一課勤務ヲ命ス
給八級俸　田邊　共喜　全
全　長田　元義
任岐阜縣監獄書記給月俸拾壹圓監獄署第一課勤務ヲ命ス
依願教誨師ヲ免ス
教誨師ヲ命ス月手當五圓給與
依願免本官井簽官　篠田　正治　依願免本官

◉岡山縣

任岡山縣看守長給十級俸

◉宮崎縣

給月俸拾壹圓　長山　友助　依願免本官
看守ヲ免ス　黑木　光　全

◉秋田縣

月俸八圓給與
全　高橋　愼藏　全
黑崎文次郎　全
全　伊勢　龜藏　全
警務折合トシテ出縣ヲ命ス　成田　サタ　依願看守ヲ免ス
依願職務ヲ免ス
還送囚人請取トシテ宮城縣ヘ出張ヲ命ス　伊藤　通章　全
全　小室　肇　全
全　通齊
柏
監獄事務視察トシテ長野湯福山之三縣ヘ出張ヲ命ス
女監取締ヲ命シ日給金貳拾貳錢ヲ給ス
秋田縣看守ヲ命シ月俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス
進藤　順次　全
月俸八圓給與
看守ヲ免ス　渡部　養助　御用有之上京ヲ命ス
與獄上京ニ付隨行ヲ命ス　高木　正謙
與獄上京ニ付隨行ヲ命ス　瀨谷　兵馬
月俸拾圓給與　長尾長太郎　月俸九圓給與

宮本宇三郎
渡邊　重遷
古田　哉式
眞鍋　正命
來島　好間
對馬　眞藏
綾野　忠義
長山　友助
三島　通章
工藤　文次
渡邊　養助
江間　紘吉
平元　三立
堅山　荒次
萬年　宣雅
小山　堅吉
齋藤　眞藏
柴村　敬直
川井　タメ
長尾長太郎
石川　忠
渡部　養助
御用有之上京ヲ命ス
高木　正謙
瀨谷　兵馬
進藤　順次

秋田縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス
月俸拾圓給與　綿引　源藏　全
依願看守ヲ免ス　佐藤　清確　月俸八圓給與
依願看守ヲ免ス　伊藤　寬藏　全
全　今泉左右司　全
全　石橋　道修　全
秋田縣看守ヲ命シ月俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス
全　高梨金之助　全
全　幸丸忠之助
還送囚人請取トシテ宮城縣ヘ出張ヲ命ス
全　田口　兵治　全
全　中島　宗造　全
監獄事務視察トシテ宮城縣ヘ出張ヲ命ス
御用濟ニ付臨時授業手ヲ免ス
依願看守ヲ免ス

◉栃木縣

鈴木　義發　小野口小彌太　芦田金一郎
五月女長二郎　高久　佐平
右拾貳圓ニ昇給
小澤　賢爺　中村三左工門　酒井　嘉親
加藤　泰忠　久保　滴二　新村半三郎　廣瀨　竹治
大岡藤次郎　岡田金五郎　岡野　記光　赤川　百吉
宵水次郎　篠崎仁三郎　森　盛光　河村　鎭治
荒木喜久馬　深谷　重信　小寺　獎　角田　龜松
竹內一太郎　小菅重次郎　森　勝三　大野金三郎
木村金太郎　荒井　光歲　澁谷　善作　高梨　豊
望月　政盛　秋山　義雲　平井眞次郎　松岡　政爲
小西　丑造　松本　增藏　飯村誠一郎　瀧藏

佐々木才吉　君島　多仲
山崎　忠三　大平重太郎　增田　元助
山崎　忠三　渡邊眞次郎　寄木　眞平
永井　春三　增田　元助　鈴木熊太郎
神保重五郎　寄木　眞平　杉本　茂廣
伊藤　熊藏　鈴木熊太郎　松岡　政爲
櫻田　謙藏　杉本　茂廣　瀧藏
渡邊金之助　松岡　政爲
小林　富治　瀧藏
增田嘉一郎

中西　乙壽　關根　政直　富山藤十郎　池田　梅吉
吉田道太郎　五島民次郎　谷口喜一郎　石塚利三郎　森　勝次郎
岡田廣三郎　富永　光久　山下丈次郎　藤江　滿吉　武田寅次郎
秋山善次郎　大河原滿男　綾見　龜七　大曾根吉太郎　森　三平
石川誠五郎　阪井　民次　松坂　光盛　竹村　寅夫　松崎慎太郎
駒井　清次　田村慶次郎　坪野松爲三郎　小森　芳二
飯島　忠作

右拾圓ニ昇給

佐藤　政定　荒川由二郎　若林喜二郎　白土熊五郎
石川喜代次　中西　重弘　蔀　貳　廣木酉之介
小澤源之介　佐藤　周藏　藤田吉之助　小藥菊四郎
吉田巳之次郎　高倉子之吉　大島龜太郎　峯崎菊次郎
齋藤乙次郎　伴　清男　高橋　末吉　添谷辰三郎
瀨谷　親慈　金澤源太郎　小野瀨富次郎　寺澤八十二郎
井上藤太郎　大森多次郎　佐藤　慶治　井上半次郎
小林　梅吉　仙波忠三郎　塚原　豊吉　山本　元太
渡邊酉之介　川俣　啓次　飯村角太郎　駒庭　啓吉
矢內　與市　高橋誠一郎　田邨鎌太郎　先山　盛三
五味田　貞　海野　末吉

右九圓ニ昇給

俵藤教誨師ヲ免ス

滿十三年勤續ニ付年金貳拾八圓給與

栃木縣監獄醫ヲ命ス月俸二十圓給與

俵藤解雇

屬ヲ命ス月俸七圓給與

仝上

●愛媛縣

愛媛縣看守部長ヲ命ス月俸拾圓愛媛縣監獄署在勤ヲ命ス

六月廿四日死亡

仝　寺井　善富

長尾　咸章

任愛媛縣監獄書記賜十級俸愛媛縣監獄署在勤ヲ命ス

任愛媛縣看守十級俸ヲ賜フ愛媛縣監獄署在勤ヲ命ス

任愛媛縣看守長九級俸ヲ賜フ愛媛縣監獄署在勤ヲ命ス

◉熊本縣

任熊本縣監獄書記給月俸八圓

非職ヲ命ス

◉看守教習生

○熊本縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ヘ卒業証書ヲ授與ス

看守　神鷹　乙龍　仝　荻田　泰藏　仝　古閑　曉峯
仝　後藤　次彦　仝　內田　末雄　仝　堤田三九郎
仝　柴田恒太郎　仝　太田　直喜　仝　鄭　運次
仝　谷田　正彦　仝　荒谷　千松　仝　平山　直太
看守　河島喜次郎　仝　森　三平　仝　邊田十三郎
仝　松永宗次郎　仝　鈴木　荒藏　仝　高橋　生見
仝　星野　武次　仝　山下　熊雄　仝　下田　帶刀
仝　林田憲次郎

●岡山縣ニ於テモ同上

看守　加藤　清治　仝　中桐經太郎　仝　安藤　吾平
仝　福田益吉郎　仝　原田　筆治

●栃木縣ニ於テモ同上

看守阿久津三之助　仝　清水文太郎　仝　磯　捨吉
看守　大山　留吉　仝　山中　高雄　仝　大島勘次郎
仝　岡田和三郎　仝　岩出三五七　仝　岩崎啓次郎
仝　鷲谷啓五郎　仝　小野田直次郎　仝　上野三一郎
仝　中村留之介

○岡山縣ニ於テモ同上

看守　白神　楠次　仝　安井　慶男　仝　浦上與三治
仝　藤原　龜松　仝　上田　速男　仝　中島豊治郎
仝　武田　五六

岳洋小河滋次郎先生序　菊版大本五百頁
英國多羅句先生著　洋裝製本八拾錢
霽月松尾音次郎先生譯　假綴金七拾二錢

刑罰及犯罪豫防論

附 出獄人保護論

全一冊

社會問題ハ今ヤ世人ノ最注目トナレリ就中刑罰及犯罪豫防問題ハ最緊急ノ要物トナレリ大赦減刑令執行ノ結果トシテ層一層世人ノ注目スル處トナリ出獄人保護事業ハ各地志士ノ設計企畫アルニ至リ此種事業ノ參考書ヲ要スルコト極テ急ナリ時ニ本書ハ英國斯道ノ學者トシテ又斯道ノ改良論者トシテ英名萬國ニ雄飛スル多羅句氏ノ近著ニシテ實ニ志士ノ要求ヲ滿足セシムル參考益書タリ然レモ本篇頗ル鴻卷ナルヲ以テ適々抄錄摘譯シタルモノヲ見ルノ外ナク予翹大ニ憾ミトシ請フテ全篇ヲ精譯シ出版ノ擧ヲ爲セリ惜ムラクハ斯道ノ考究家未ダ多カラサルヲ以テ僅々需用ノ員數ニ當タヽ五百部ヲ限リ印刷ニ附シ若干冊ヲ以テ諸彦ノ清需ニ應セント欲ス乞フ至急ニ御申込アランコトヲ

一前金御送附ノ順ヲ以テ送本ス郵稅ハ一冊金拾貳錢假綴ノ方ハ金拾錢ナリ

一官署員方ヨリノ御申込ハ前金ニ及ハズ三冊以上ハ通運便ニヨリ低廉運賃ヲ以テ發送スベシ

一二冊以上ニシテ官署員ノ御申込ニヨルモノハ三ケ月ニ割合御拂込アルモ苦シカラス

一爲替ハ總テ原胤昭宛ニテ東京一ツ橋通郵便受取所ヘ御拂込アリタシ

一通運便ニ附セラルヽトキハ其持込賃ヲ添ヘ郵券代用ハ一割ヲ增スベシ

出版元　東京市神田區南神保町八番地　原胤昭

大賣捌　東京市京橋區出雲町　警醒社書店

全　東京市神田區一ツ橋通町　有斐閣書房

六月廿四日發行　長尾政尊　全　四日　ヲ